

1. 議事日程（平成27年第4回北広島町議会定例会）

平成27年12月10日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- 藤井勝丸 源流域の河川・水の汚染対策を問う
「特別プレミアムユート」発行補助金の効果を問う
- 森脇誠悟 山村体験事業の推進・拡大について
職員の健康管理について
- 久茂谷美保之 経費削減を
- 中村勝義 大丈夫か、マイナンバー 来年1月運用開始
T P P大筋合意と本町農業の課題と取り組みは
- 宮本裕之 「北広島町農業振興大会」の成果と今後の農業課題を問う
公共事業の展望と建設業の農業参入について
- 美濃孝二 “T P P交渉からの撤退”を北広島町長として国に求めよ
あと1年、町長公約は守られるのか

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 真倉和之 | 3番 久茂谷美保之 | 4番 藤堂修壮 |
| 5番 梅尾泰文 | 6番 森脇誠悟 | 8番 室坂光治 |
| 9番 中村勝義 | 10番 伊藤久幸 | 11番 浜田芳晴 |
| 12番 藤井勝丸 | 13番 蔵升芳信 | 14番 田村忠紘 |
| 15番 美濃孝二 | 16番 大林正行 | 17番 宮本裕之 |
| 18番 加計雅章 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 2番 中田節雄 7番 柿原徳則

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 町長 箕野博司 | 副町長 空田賢治 | 教育長 池田庄策 |
| 芸北支所長 成瀬哲彦 | 大朝支所長 斎藤幸司 | 豊平支所長 多川信之 |
| 危機管理監 松浦誠 | 総務課長 古川達也 | 財政課長 信上英昭 |
| 企画課長 山根秀紀 | 税務課長 畑田正法 | 福祉課長 清見宣正 |
| 保健課長 多田誠子 | 農林課長 藤浦直人 | 建設課長 砂田寿紀 |

町民課長 輪 田 孔 俊 上下水道課長 清 水 繁 昭 消 防 長 田 辺 弘 司
学校教育課長 石 坪 隆 雄 生涯学習課長 佐々木 直 彦 商工観光課長 隅 田 好 則
会計管理者 三 宅 正 登 国土調査事務所長 石 川 齋 豊平病院事務部長 佐々木 靖 志

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐 伯 孝 之 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

- 議長（加計雅章） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分以内で、答弁においても簡潔に行うようにお願いしておきます。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて行ってください。質問の通告を受けておりますので、12番、藤井議員の発言を許します。
- 12番（藤井勝丸） 12番、藤井勝丸でございます。通告してありますとおり、第1問目、源流域の河川・水の汚染対策をお尋ねいたします。北広島町は、江の川と太田川水系の2つの源流域という貴重な宝があります。これは財産でもあります。また、広島市や島しょ部への送水、島根県にまたがる沿線住民百数十万人が利用していることから、水の汚染、健康にかかわる重要な問題であり、源流域の町として、河川環境、水質の保全は重要かつ重い責任があると思います。戦後の経済成長に伴って、工業排水は、水俣病、イタイイタイ病等の発生、ヘドロ、悪臭等公害が問題になりました。その後、法律等による規制、下水道の整備などにより、改善されたと言われているものの、山林の荒廃、洗剤や一般生活排水、産業廃棄物やし尿、除草剤、化学肥料などの農薬の使用は河川の汚染、水質の悪化、魚介類、水生昆虫等の生態系に異変が生じていると思います。最近、町内の河川では、アユが育たない、魚介類、水生昆虫が急激に減少し、外来の藻が繁殖し、川の石は、苔が黒く、石の乾燥した時には、その部分が白かびが付着しているような状況が見られます。魚が捕れない、漁協会員が減少など異変が見られます。環境、人権、人の健康を害する重大な問題ではありませんか。北広島町長期総合計画によりますと、源流域の町の基本方針として、水産業の振興、河川の水質浄化、環境美化、河川を生かした体験交流活動を展開するとなっております。これは計画倒れになるのではないかと。絵に描い

た餅になってはならないと思います。この問題は、漁協、水産業の不振の問題だけではありません。人の健康にかかわる重要な課題であることを再度申し添え、以下、質問いたします。まず、質問1、町内の河川の現状をどのように認識されているか。水質、魚介類、水生生物の変化などの実態は把握されているのでしょうか。質問します。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは町民課のほうより回答させていただきたいと思います。河川の水質等の実態を把握しているかというところでございますが、まず、広島県内の河川では、現在24水系、82水域について環境基準に基づき、生活環境項目の定期調査が行われ、環境基準の達成状況の監視が広島県などにより行われております。町におきましては、町内の河川の環境保全の観点から、水質の状況を把握するため、毎年7月と11月の年2回、町内18地点において河川水を採取し、調査・分析を行っているところでございます。現在、河川水質の調査の分析結果では、大腸菌群数を除きまして、環境基準値内となっております。直ちに対策を講じなければならないような水質の状況ではないと認識しております。また、河川水域において、水生生物が生きていく上で重要な項目であります生物化学的酸素要求量、いわゆるBODなどの測定値につきましては、基準値とあわせて町のホームページで公表し、広く町民を初め関係機関に対して情報提供を行っているところでございます。次に、魚介類、水生生物の実態につきましてでございますが、国土交通省において、直轄の河川区域で5年ごとに魚類等の生態調査を実施され、調査結果は、河川環境データベースとしてホームページ上で公表されております。また、町では、平成18年から23年にかけて実施しました淡水魚類の生息分布調査により生息状況を把握しております。調査結果を、北広島町の自然、と題した本の中に掲載をしているところでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 江の川漁協の調査によりますと、組合員は10年前に比べて、約40%減少しておる。それから遊漁証の購入者も同じく約40%ぐらい減少、アユの漁獲量は、ピーク時の4分の1になっておると。それから町内の河川で今まで見られた、私たちが子供の時から、川に行って遊んで、魚を捕ったり、そういういろいろ憩いの場でもあったし、それから川魚を捕って、それをたんぱく源の材料にしたりして、貝も小さい魚もおった。ハヤやらイダやらフナ、カニ、小さい魚がおったわけですが、現在はほとんど見られないような状況にあります。先ほど、県と連携して水質の調査もしている。土師ダムのほうでも水質調査はずっとやっておられるようでございます。資料も貰ったんですが、ただ、調査しとるだけで、本当の実態に対して研究しとるか、専門的に化学的に調査しているかということについて疑問に思っております。それから水質については、町も県と連携してやると。対策必要ないというような回答だったと思うんです。水質について。これはちょっと認識おかしいんじゃないかというような気がするわけです。確かに北広島町も下水道の整備とか、家畜の排せつ物の処理等々改善されていることは間違いないと思うんです。しかしながら、これだけ異変が起きているということは現実じゃないでしょうか。もうちょっとその原因というものを調査する必要があるんじゃないか。ただ、統計上とか基準上で一致しているといっても、現実に魚が住めんような状態になっているんじゃないか。水質が変化しているんじゃないかという気がするわけです。そこで産業活動、洗剤などの生活排水の影響があるかないか、下水道の処理にしても、家畜の処理にしても、これは化学薬品で基準に満たして流していくという、そのことが影響しているんじ

やないかと思われるわけです。ということで、産業活動、洗剤などの生活排水の影響は、魚の生態系、水質に影響あるんだろうかないだろうか、その点を伺ってみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） いわゆる生活する上で生活排水が排出されるというところでございますが、確かに処理をしない状況で、それが河川に流入するということになりますと、これは水質悪化の要因には十分なる。例えば洗濯による排水、それとか残り物といったらおかしいんですけども、例えばみそ汁とか牛乳とか、そういうものが処理をされずに流入していくということになりますと、それを微生物等が浄化をするには相当のきれいな水が必要になってくるということでございますので、そういうものが直接入らないように、今、水洗化というような形の中で、町としても取り組んでいるというところでございます。それとあと、産業活動における処理において薬品による処理がなされるということで、その部分が影響しているのではないかとというご質問でございますけれども、全くその化学薬品による処理されるということで、影響が全くないというふうには言えないかとは思いますが、それがどの程度の影響を与えているのかというのは把握できてないというのが実態じゃないかと思えます。確かに議員がおっしゃられるように、私も非常に魚等が少なくなっているとは思いますが、ただ、その要因というのが、どういうことが要因になるかというのは、いろいろなことによってそういう結果になったのではないかなというふうに思っていますので、今言われる部分も少なくなった要因の一つではあるという認識は持っております。以上です。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 農林業による除草剤、農薬の影響はどうだろうか。それから下水道処理による薬品で処理しているわけです。これによる影響についてはどういうふうに認識しておられましょうか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 除草剤等農薬の影響でございますけれども、農薬の使用に当たっては使用方法が示されておりまして、その辺のところを確実に守っていくということが重要なことだと思っております。ですから、例えば稲作における除草剤も、最近は薬剤を散布してから、その排水をするまでの期間が今までよりも延びたというような形で、そういうところの規制が強化されてきておりますので、そういうところを守っていくということが水質への影響を少なくするというふうには考えております。除草剤等の農薬は、そういうような形で取り扱いをしていくということが必要になってくると思えます。ですから、そこを、その取り扱いが正しく扱われないということになれば、それは河川の生物に対する影響は十分あるというふうに思っております。それと下水道における薬品処理の影響というところでございますけれども、これにつきましても、それがどの程度の影響を与えるかというのは把握しておりませんが、あくまでもそういう薬品を使うということから見れば、影響が全くないとは言えないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 農林課長、下水道課長に、これについてどのような認識持っておられるか、お伺いしたい。町民課長の話は長々とするのだが、どうも本気でないような気がするし、研究する気もないような気がするんですが、対策も必要でないというようなこともあったようですが、どのようなような認識か。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 議員おっしゃいますように、下水道処理場からの排水しております水は、薬品処理をしております。しておりますのが、主には川に放流する前に、次亜塩素酸ナトリウムといいますけれども、こちらは水道水にも入っておる殺菌用の薬品でございますが、それが主に放流水となって河川へ流れ込んでいるということで、一般的に飲用にもなるものですので、害がそれほどあるとは思ってはおりませんが、ただ、そういった生物にどの程度の影響をもたらしているかというような検証はしておりません。以上です。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農薬の汚染による、かつて居た多くの種類の生物が見られなくなったと言われて久しいところでございます。農薬が一概に生態に影響のみを与えているかというのは、ちょっと把握しておりません。わかりません。評価するのは困難と考えております。先ほど町民課長からも答弁しましたように、農薬を使用するに当たっての使用基準等がございますので、それに基づいて農家さんは取り扱いされていると思います。以上です。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 今聞いて、本当の原因とか実態を究明する気もないし、しようとする意欲が欠けるように私は思うわけです。農薬にしても、あるいは下水処理にしても基準は達して処理されているものだろうと思うんですが、しかしながら、現実には河川の状況、魚の状況から見て、本気で実態を調査して対策を講じにやいけんのんじゃないか。これは町だけの問題ではないです。国の責任もあると思う。私は、行政として、町として、その実態を調査なり、あるいは化学的根拠、原因を把握して、関係機関、団体での問題の提起、予算の獲得など総合的な対策が源流域の町として必要なんじゃないかという気がするわけです。特に、初めの町民課長のあれです、何ら、水質調査もしてるし、対策も講じる必要ないというように受け取ったわけですが、それはちょっと認識がおかしいんじゃないかというように思います。それでは、次に移ります。質問の2、全国源流の里協議会というのがあるようです。これは水の源流域の市町村がある程度集まって、そこでいろいろ協議したり研究したりして、国等々に働きかけるようなことをされているんです。そこらの加入の状況とか、それから水源基本法、水源税の新設などによって、源流域として本当に対策を講じなければならぬのじゃないかというような必要を私は感じておるわけです。その点についてどのように認識しておられるか、お尋ねします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 全国源流の里協議会についてでございますが、全国各地の河川の最上流に位置する自治体が森林環境保全や源流の里への国の支援策を求めて、平成17年11月30日に設立をされております。本年6月1日現在で21の自治体が加入されており、中国地方の自治体としては、島根県の津和野町と岡山県新庄村の2自治体が加入されております。この協議会の活動としまして、源流基本法の制定の提案など取り組まれているところでございますが、今後、その活動内容等の情報の収集をいたしまして、町の資源といえる源流をまちづくりにどう生かしていくことができるかということで研究してみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 今から研究するというので、期待をしたいと思います。長々と説明されましたが、大体今言われたような初めの説明はインターネット見ればわかるわけです。そこで

なしに、町の対応を主に聞きたいわけです。そこの点を考えてお答え願いたいと思います。それでは関連するんですが、たまたま今月の12月の12日に大朝で、つなげよう、支えよう、森・里・川・海ミニフォーラム in きたひろしま、というフォーラムが開催されるという、これにも書いてあります。自然を生かした地域活性化の取り組みなども紹介されるように記事になっております。町長も挨拶されるような、非常に私ほどのような会議になるのか、期待しておるわけですが、北広島町として、源流、自然を生かしたまちづくりについて、どういうように考えられるか、質問します。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） ただいまのご質問の件でございますが、このミニフォーラムにつきましては、教育委員会もかかわっておりますので説明を申し上げますが、確かに自然を大切にすることが大きなテーマでございますが、教育委員会が行っております、ふるさと夢プロジェクトの中身が環境省から見ていただいたときに非常に共通点があるというところで、中国地方で、恐らく3会場で開催をされます。そういう意味で、このことは子供たちに、そのすばらしさを知らせることと、地域と子供たちが一緒になって活動することの大切さを広く知っていただきたいということで開催をされるものであります。あくまでも主催は環境省でございますので、そういう意味で、ありがたいことだなというふうに今思っておりまして、そういうふうなふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 教育委員会として、こういうのを取られるということは非常にいいことですが、私が言うのは、もう少し広い意味で、源流域の町として環境問題を考えると同時に、いろんな事業を展開する必要があるんじゃないかということをお聞きしたわけです。これは源流域の自然を生かしたまちづくりというのでやってる大きなテーマとして活動している市町村もあるわけですから、その点をお聞きしたわけです。これは教育委員会だけでなしに、企画なり、あるいは町長が答えられるものだと思って私は期待しておったわけです。何かあれば。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 総合戦略の中でもありますように、北広島町にある資源を生かしてまちづくりをしていこうということの中に、こういった自然、源流域というものは大いに入ってくる部分だというふうに思っております。先ほど来、川魚のお話が出ておりますけども、水質の問題も多少あるのかもわかりませんし、それ以外の原因もあるのかもわかりません。外来種等が入ってきたり、鶺鴒、そういったサギの鳥による被害等もあるのかもわかりませんし、いろんな原因が考えられるんじゃないかというふうに思っております。ただ、本町としては生物多様性ということで取り組んでおるわけでありまして、そういった観点からも非常に貴重なものだというふうに思っておりますので、今後ともその辺は研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 最後の3番目の質問になると思うんです。自然を生かしたまちづくりということも当然今後考えてもらわないけん。それと、前も言いましたように、町だけでどうこういう問題でない、なかなか難しい問題は私もわかります。しかしながら、源流域として非常に重要なことですから、今後積極的に取り組んで、国の補助、予算の獲得等も含めて、今後の課題、認識、方針をお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 課題への認識の取り組みというところでございますけれども、議員がおっしゃられるとおり、北広島町内の河川においての水生生物の減少ということは認識をしておるところでございます。その要因としましては、議員がおっしゃられるようなこともあるかとは思いますが、あと、山林の荒廃というようなことも影響しているのかなというふうにも思いますし、川鶉とかサギ類のような鳥類の増加とかいうようなことも影響しているんじゃないかなというふうに思っております。その中で、生活における人為的に発生させる物質による水質の悪化というものも当然でございます。その中で、一般家庭からの生活雑排水の河川流入、あるいは農林業を営む上での肥料、農薬等の河川流入、あとは畜産業や工場を営む上で発生する排水の流入、あるいは河川へのごみの不法投棄等も考えられます。これらのことから、河川の水環境を守るというためにも、一つは、下水道等の環境の整備というものも必要になってきますので、この推進。肥料、農薬等の使用の指導等、そして事業活動を営む事業者に対しましては、県とともに水質汚濁防止法に基づく排出基準の厳守など指導していくというところでございます。また、河川へのごみの不法投棄防止等につきましては、町の公衆衛生推進協議会を中心とした住民啓発、不法投棄防止看板の設置、パトロールの強化などを図っていきたいというふうに考えているところでございます。町としましては、源流域の水質保全という課題認識を持って、今後とも国、県などとの関係機関と連携して、河川の水環境保全に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 何度も言いますが、重要なことですから、実態、原因を究明して、積極的に対応していただくことを期待して、これで終わります。次の質問に入ります。特別プレミアムユート、の発行補助金の成果を問うということで質問します。これは9月議会でも質問したんですが、そのときには、経済効果等がまだ把握されていなかったということで、再度質問させていただきます。地方創生の一環として、地方の振興を目的として、平成26年度補正予算で、全国的に事業されたものであります。このことについては、最近、滋賀県内で1人2冊まで3万円の購入を議長、町長が非常に多くの券を購入したとか、あるいは公平性の面、あるいは地元の経済効果についての疑問の記事が多く載っております。本町では、プレミアム10%、3億円販売し、1人の購入限度額を30万円として実施されたわけでございます。まず、質問ですが、購入者の世帯数でどれぐらいの世帯、何%ぐらいの人が購入されたのか、これは前回のときに調査できていなかったの、今度はできているのではないかと思いますので、まず、お聞きします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 高齢者の世帯数についてということでございますけれども、購入は予約販売等々させていただきましたが、年齢等については把握をしておりませんので、そこまではちょっと今把握はしておりません。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） この前、アンケート調査をされた中で、家族の中で、何人買われたかというアンケートがあったので質問したわけですが。統計とっているんじゃないんですか。とってないんですか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

- 商工観光課長（隅田好則） アンケート調査につきましては、11月30日までということでアンケート調査があったと思いますが、まだ、今の時点では、その結果については発行元の商工会のほうからも受けておりませんので、今それについて回答はできないということでございます。
- 議長（加計雅章） 藤井議員。
- 12番（藤井勝丸） そのうち出るんじゃないかと思っております。隣の安芸高田市の例が全部いいというわけじゃないんですが、安芸高田市の例では、30%のプレミアムだったんです、安芸高田市は。それは一家族2万円という限度がついているんです。あるいは広く皆さんに公平に購入していただくという意味があったと思います。ご存じのように、北広島町の場合は、1人限度30万円で、家族4人おれば120万円ぐらいまで買えたんじゃないかということがあったわけです。現実には、購入者は1466人で、町民の7.5%の人がこれを購入して恩恵を受けたと。さらに30万円以上の人は712人で、最高限度の30万円以上の人が712人で、これは町民の3.6人です。総発行額の64%、半分以上は3.7%の人が購入されたということだったです。ということで、その点についてどうだろうかと、これはしょうがないと言えるのか、もう少し多くの町民に購入していただく努力する必要があったんじゃないかということをお私思うわけです。質問の2番目で、購入希望者に公平に販売されたのか、低所得者などの配慮の必要性、課題はなかったのでしょうか。再度お聞きします。
- 議長（加計雅章） 商工観光課長。
- 商工観光課長（隅田好則） 今回、より多くの方に安心してご購入いただくことや、窓口販売時の混雑を回避するため、予約販売方式を採用しております。予約窓口を北広島町商工会本所及び支所を初め役場本庁、各支所においても窓口を設置し、対応してきたところでございます。窓口へ先着順で並んで購入するといった販売方法では、売り切れ次第で終了となり、不公平感がありますが、予約販売方式により安心して購入できる環境ができましたので、不公平感はないものと考えております。また、購入につきましても、1人1回1万円から30万円までの間で購入できるように設定をしておりますので、広く購入できる環境を整備し、購入希望者に応じて、低所得者も含めて公平に販売することができたのではないかとこのように思っております。
- 議長（加計雅章） 藤井議員。
- 12番（藤井勝丸） この事業については一部の人が得をしただけではないか。あるいは、経済的効果はどうであったろうか。あるいは低所得者に配慮すべきじゃなかったかという意見があるということは、よく認識していただきたいと思っております。それでは、質問の3で、地域の景気活性化に効果はどうであったろうか。食品等大型スーパーが中心で、日常の買い物に使われたのであって、消費の拡大につながっているのだろうか。あるいは地元の商店の活性化に効果はどうだろうかということについて質問いたします。
- 議長（加計雅章） 商工観光課長。
- 商工観光課長（隅田好則） 国の交付金の目的でございますけれど、地域における消費喚起に直接効果がある事業となっております。今回の特別プレミアムユートは、町内多岐にわたる業種を取り扱い事業者としており、ユートの使い道は、購入された方の自由であると思っております。日常の食料品などの買い物であっても、町内における消費効果の拡大につながっております。町外消費の可能性のあったものが、このユートの発行により、町内で3億3000万円消



費される効果は大きいと思っております。地域経済の活性化にはつながったものと考えております。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 北広島町の場合、これからもう少し検討されるんだろうと思うんですが、インターネット等で見ても、本当に地元の商店街に35、ほとんどが日常の買い物の食料品を中心に大型スーパーへ行ったというようなところもあるわけです。ですから、そこらの点をこれからまたよく検討してもらいたい。最後になるんですが、課題、今後の方針についてですが、これもある市では、少子化、子育てに活用したということで、人づくり応援カタログ商品券というのにしたと。一時的、一過性の物質的豊かさの享受でなく、将来に生きる心の豊かさにつながる活力あるまちづくり、人づくりを目標にして発行したというようなところも出ているわけです。ということで、今までのこの町がやった分の反省に基づいて、公平性のものとか、経済的なものとか、低所得者への配慮の問題とか、あるいはまちづくりに生かすとかいうようなことがあるんですが、今後の課題、方針についてお伺いします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） この事業の今後についてでございますけれど、今、アンケート結果の結果を踏まえまして、関係機関、発行元であります商工会になりますけれど、協議をさせていただき、今後の方針及び販売方法等、また、今のような目的、今、議員が言われましたような目的等々の運用方法も検討してまいりたいと思っております。なお、プレミアムにつきましては、従来の5%で実施する方向で来年度については考えております。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 公平性は確保されたとか、効果はあったということ、もう少し検討してということですが、私は、これは3.6%の人が65%買ったということで、本当に公平性は確保されたのだろうかということ、そして、もう一つは、最後に言いましたように、単なる物質的、一過性のあれでなしに、子育てなり育児なり人口増につながるような施策に活用できなかったということは言えるんじゃないかと思えます。ぜひともそういうように有効に活用していただく、改良してもらいたいというふうに思うわけですが、町長の所見を伺いたいと思えます。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） この北広島町の場合は、ユートということ、もう今までずっと取り組んできているということがあります。今回のプレミアムの商品券の対応については、毎年行っている、これは町が多いですけども、所は、やはり継続性を考えながら、プレミアム部分を若干増やしての取り組みという形になりました。毎年行っていない所は、いろいろ新しい取り組みも考えられて取り組まれたというふうに認識をしております。本町としては、このユートをこれからも地域経済の活性化等に生かしていこうというふうに思っておりますが、今、議員が言われました人づくり等に生かしていく、将来のまちづくりに生かしていくというようなものは、また別の視点で考えるべきではないかなというふうに今思っております。適切なものが考えれば、そういった取り組みも一つ検討はしてみたいというふうに思っております。

○議長（加計雅章） これで藤井議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。11時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 49分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇誠悟でございます。さきに通告をしております農山村体験事業の推進・拡大について、もう一つ、職員の健康管理についての大綱2点について質問をさせていただきます。大綱第1点目、農山村体験事業の推進・拡大について質問します。まず、子ども農山村体験事業の取り組みについてであります。昨日の一般質問の中で、総合戦略を国に提出をし、子ども農山村体験事業が認められ、国から2500万円の財政支援をいただくことができたという答弁がございました。これまでの実績が評価をされるとともに、これからの事業展開に大きな期待をされたのだというふうに思います。この交流体験事業が農家民泊において、農村を体験する子供にとっても、受け入れる町、地域にとっても相当重要な事業に位置づけられているものと判断をいたします。また、先月28日に農山村の魅力・知力・人力を生かした田舎創生を考える農山村体験シンポジウムが開催されたところでございます。行政や民泊農家等の関係者を初めとする170名ほどの参加があり、大変盛会であり、子ども農山村体験事業に対する関係者の熱意、意気込みが伝わってきました。本町は、この体験事業に平成20年度国のモデル地域に指定をされ、平成24年度から町内全域で受け入れを開始をし、年を追うごとに受け入れ校も増え、昨年度は40校、1835名の児童の受け入れをしております。受け入れ農家や民泊の皆さんのご理解とご協力、観光協会、行政の熱意の結果だというふうに思っております。シンポジウムでは、子供のコミュニケーション能力の向上など、体験活動を通して子供が成長する。地域住民の社会的、経済的活性化、Iターンなど移住者の促進等々、この事業の魅力も多く報告をされてきたところですが、今後の課題も明確にされました。今後この事業を継続・拡大していくためには、受け入れ農家の拡大が必要と思います。まず、受け入れ農家の現状、課題についてお聞きをしたいと思いますけども、まず、これまでの8年間、事業結果、経験と、このたびのシンポジウムで、本町の課題は何か、どういうふうに捉えられたかというのをお聞きをしたいと思います。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） まず、質問のありました、これまでの受け入れ件数と、あと課題とございますか、まず、減少した理由について報告をさせていただきたいと思います。これまでの受け入れ数につきましては、民泊を開始した平成24年度が12校、449名、平成25年度が22校、1103名、平成26年度が40校、1835名、今年度は1月、2月の受け入れ予定も含めまして31校、1438名を予定をしております。この数値には、修学旅行の受け入れも含んでおります。昨年に比べ、今年度が減少した理由でございますが、体験に訪れる学校の希望は、多様な体験活動が可能な7月から9月に集中し、かつ希望日が重複していました。また、連続した受け入れは、受け入れ側の負担が大きいとの声もあることから、受け入れ可能

な家庭数及び地区を考慮し、調整をした結果、昨年を下回ることでなっております。来られます学校に対しまして、他の時期への変更も打診をしてはりましたが、学校行事や授業時間の確保などの理由により変更がされておられません。それと課題でございますけれど、まず、受け入れ家庭の課題ということで、報告をさせていただきたいと思っております。受け入れ家庭につきましては、現在130件余り登録をしていただいております。しかしながら、実際に受け入れを行っていただいておりますのは、このうちの6割程度となっております。この傾向は、他市町の受け入れ協議会も同様となっております。また、受け入れ希望回数が各家庭により異なっている点、学校は地理的にある程度まとまった地域での民泊を希望することから受け入れ家庭の確保に苦慮することも少なくありません。これらの課題を解決するには、実際に受け入れをしていただける家庭を新たに増やすことが必要であると考えております。新たな受け入れ登録家庭を増やすためには、現在受け入れをしていただいている方に可能性のある家庭をご紹介します説明に伺うなどしております。また、当該事業について、町内の皆様方に知っていただくため、受け入れの際には、告知放送による周知、また先月開催をしましたシンポジウムなどを開催しております。きたひろネットを通じて、広くこの事業の普及を図っておるところでございます。その他でございますが、本年度は協議会の中に民泊家庭の各地区の代表者や体験施設代表者で組織する運営委員会を設置をし、月に一度の割合で委員会を開催し、協議会及び受け入れ家庭の課題等について協議をしております。以上です。

○議長（加計雅章） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 受け入れ家庭の課題ということについても、今答弁をいただいたわけですが、130戸余りの農家、民宿等が登録をされて、そのうちの6割ということでございますけれども、その受け入れをされてない4割の農家、どういった理由でできないというものが主なものなんでしょうか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） その40%といいますのは、やはり家庭の都合があると思っております。本年度につきましては休ませてほしい、来年度からは、また受けていくのでというふうなことで聞いております。個別には家庭の事情でありますので、詳しくは聞いていないというのが現状でございます。

○議長（加計雅章） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 受け入れをされていない4割の農家というのは、全く1年間されていないということなのか、それとも平均的に、この度は受け入れをするけれども、数が少ないと。受け入れ校の数が少ないというふうなことも考えられますけれども、どういう状況なんでしょうか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） この4割につきましては、全く受け入れをしていないかということになりますけれども、今年の状況から見ますと、この4割の方につきましては、先ほど答弁をしましたように、家庭の事情等々により今年度につきましては辞退をさせていただきたいというふうな回答が多かったと思っております。

○議長（加計雅章） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） それぞれ家庭の事情もあるでしょうし、病気になるとか、不幸なこともあったりとか、いろいろ状況もあろうかと思っておりますけれども、やはりこの事業の大切さと、効果といいますか、地域にとっても大変効果な事業というふうに位置づけられておりますので、受け入

れをされる農家の方を増やす手だて、先ほどは受け入れの農家の民泊、農家の方に紹介をしていただくというふうなこともありました。もう少し幅を広げて、地域でこういった事業内容で、その大切な子供を受け入れるんですから、相当の責任もあろうかと思えますけども、それ以上の元気が出るとか、受け入れた家庭の子供と一緒に遊ぶであるとか、本当に別れる時には涙をするという状況もありますので、そういったことを具体的に説明をして農家の方を増やす手だてというものは考えられないのかどうか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 今、議員がおっしゃられますように、具体的なということになりますけれど、今、各地域に集落支援員の方がおられまして、また、企画課のほうで取り組んでいただいております地域づくり、個別の地区に入られまして、集落での対応というところで、この民泊の話をしていただきまして、民泊の受けてあげますよというふうな承諾を得て、民泊の家庭が増えておる地域もありますので、そういうふうなものでありますとか、やはりこの民泊の目的、趣旨のほうを町としましても、より以上農家の方に発信をさせていただき、民泊の増加につきましては取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） もう一つ不安なところがあるかと思うんですけども、この間のシンポジウムをいろいろ聞かせていただいて感じたんですが、体験メニューが結構苦慮されている場合があるんじゃないかというふうに思います。野菜等出荷をされたりする方については、結構いろいろ野菜の収穫であるとか、農作業を手伝うということもありますけども、そういった農業されてない方については、季節がまた夏がメインですから、なかなかほかの体験するメニューが少ないというのがあるかと思えます。一緒に料理をつくったりすることも一つのメニューだとは思いますが、そういった合同の勉強会ということが必要じゃないかというふうに思います。それから苦慮されるのが食事だと思います。それぞれその家庭によっても事情がありますので、家族の構成もありますし、一概には言えませんが、保健所で食事の安全性については、毎年細かな講習がありますけども、メニュー等についても、何らかの農家の方にも参考になるような、こういったものがないんじゃないですかと、あまり肩を張らずにというような、体験メニュー、あるいは食事メニュー等の合同の勉強会をぜひしていただければ、また、こういうもので大丈夫なんですよということで、また声も広がっていくんじゃないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 先ほども回答させてもらいましたが、今年度から月に1回の割合で、運営委員会というのを開かせてもらっております。そのようなこともありますので、今、議員から提案のありました合同の勉強会等々も含めまして、運営委員会の中で、今の食事の提供でありますとか体験メニュー、家業体験のメニューとかいうことも協議をさせていただき、前向きに考えていきたいですし、検討していきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） ぜひともそういった機会を設けていただきたいというふうに思います。今年度の受け入れ件数が若干減ってきておりますし、来年度の見込みもまた少し減ってきているんじゃないかというふうに思います。その減少の理由というのはどういったものがあるんでしょうか。先ほどありましたように、期間内の行事になるので、学校の授業とかダブって難しいと

いうふうなこともあろうかと思いますが、その減少していく理由というのをぜひお願いをしたい。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 今、送り手側といいますか、子共ども民泊でいきますと、保護者側の負担というのがあるのではないかというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） この間のシンポジウムでは、厚生労働省2009年のデータで、子供の約6人に1人が貧困状態だという報告がされました。今の景気の状態もなかなか厳しい状況がありますし、そういった中で保護者負担の軽減策、この取り組みがどういうふうに行われているのか、まずは、県の助成状況についてお聞きをします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 県の助成はどうなっておるかということでございますけれど、広島県では、山・海・島体験活動ということで、これについては広島県教育委員会のほうで、平成22年度から3年間、3泊4日以上長期集団宿泊活動をモデル的に実施をいたしました。そして、平成25年度から県内全ての公立小学校での実施に向け、全県展開のプロジェクトに取り組んでおられると聞いております。この事業につきましては、平成28年度をもって終了というふうに今聞いております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 県がどのぐらい助成をされておるかというのは把握されてませんか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 児童1人当たり、民泊の場合、1万円を支援というふうに聞いております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 県は、この間のシンポジウムでも県の担当者の方が、この事業はいいんですよと、こういった効果があるというふうなことを具体的に報告をされておりました。その口で、28年度からもうカットすると。意味がわからないのであります。県は県ですので、本町もそういった県への働きかけというのは相当していただく必要があると思いますけども、それは県のことでありますので、こちらの努力が必要だと思いますけども、本町はどういった助成をされているのか、具体的なものをお願いをします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 当町においては、小学生の民泊体験に対しまして、夏休み期間中は、1泊につき児童1人について1000円、当該期間以外は1人1500円をそれぞれ支援をしております。またバスの費用につきましても、町内のバス事業者を利用することを条件に、40万円を上限として、2分の1の支援を行っておるところでございます。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 県が、この調子でいきますと、県の助成がなくなるということもありますので、本町の助成を何とか増やしていくのか、あるいは、それぞれ送り出す側の自治体に助成額を増やしてもらうのか、そういった要請をしていくのか、いろいろ手だてはあろうと思うんですけども、各自治体が民泊に対する助成をどの程度されているかというのを、各自治体ごとに要りませんが、ざっと、こういうふうな額でやっているというのがわかればお願いをします。

- 議長（加計雅章） 商工観光課長。
- 商工観光課長（隅田好則） 送り手側の支援ということになると思いますけれど、一部の自治体にはあるように伺っております。今聞いておりますのは、安芸郡の海田町でございますけれど、海田町は独自の制度を持っており、県の補助終了に伴いますが、同額程度の補助をしていくというふうに聞いてはおります。
- 議長（加計雅章） 森協議員。
- 6番（森脇誠悟） ぜひ、お互いというか、子供にとっても、こちらの地域にとってもお互い様というのがあるので、そこらあたりの、その相手の教育委員会等ともぜひ連携をしていただいて、子供たちがこういった体験活動がスムーズにできるような配慮をしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。本町の子ども体験事業の状況ですけれども、子供がこういった体験をすることで相当なメリットがあるというのは、よその町の子供たちであります。受け入れる地域は経済的な効果もあるということですが、本町の子供もそういった体験をされていると思うんですけれども、場所、あるいは助成額等についてお聞きをしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） それでは、本町の子ども体験事業の状況についてご説明をさせていただきます。町内全ての小学校5年生が県の山・海・島体験活動、広島全県展開プロジェクト事業の補助を受け、国立江田島青少年交流の家で、旧町単位の小学校が合同で3泊4日の体験活動を行っています。今年度の補助でございますけれども、県からは59万2000円の補助を受けております。それから町からは96万1000円の助成をしております。個人負担は、旧町単位の学校の活動状況で異なりますけれども、食費やシーツ代などで、おおむね1人当たり5600円程度となっております。次年度につきましては、ふるさと夢プロジェクト事業で、町内の体験事業を全ての小学5年生で計画をしている状況でございます。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 森協議員。
- 6番（森脇誠悟） 本町の場合は江田島のほうでやられると、公共施設。江田島が結構人気があるので、そこが予約がちょっと遅かったら、山口県のほうへ行くという話もあろうかと思えますけれども、この間のシンポジウムでは、農家民泊のほうに効果があるんだという、コミュニケーションが向上するというふうな等、いろんな具体的なことがありました。ぜひともそういった農家民泊の方向でいく必要があるんじゃないかというふうに思いますし、こちらで農家で、各農家も機械化がされたり、大型化をされて、子供がなかなか農業体験を自宅でできる機会も減ってきているのではないかというふうに思いますし、無駄なような気もせんでもないんですが、やはり行政のほうに仕組んで、そういったことを道筋を少しずつつくっていかねばいけないんじゃないかというふうな思いもあります。それもふるさと学習ということにつながっていくんじゃないかというふうに思います。そういった農家民泊等するという計画はいかがでしょうか。
- 議長（加計雅章） 教育長。
- 教育長（池田庄策） 体験活動でございますが、先ほどもありましたように、県の教育委員会の助成等がなくなるということにつきましては、県内の市町の教育長会も厳しくお願いをしているところでありますが、どうもそのような方向になりますので、北広島は、ふるさと夢プロジェクトで展開をしてみたいと思っております。やはりこの体験の一番いいところは、何といたしましても、学校の先生がいないということでもあります。学校の先生が入りますと、どうし

ても学校教育活動の一環として、学校に通っている時と同じ流れでまいりますので、子供たちの体験が限定をされていきます。子供たちの自然体験等が少なくなったというのは北広島の子供も同じでありまして、その中で、来年度から取り組みたいのは、何といたしましても、子供同士の人間関係をしっかりつくり上げていく。ですから、学校単位ではなくて、学校をオープンにしまして、9つの小学校全ていろいろな子供たちと体験ができる。その次に大事なものは、地域の大人が先生であります。やはりこのことをしっかり大事にしていきたいと思っております。人の情であるとか温かさであるとか、そのあたりをしっかりと子供たちに体験させることで、将来のこの町を担う子供にしていきたいなということで、先ほど課長も申し上げましたが、現在計画中であります。よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） それぞれの学校では、地域の協力を得て、イモ掘りであるとか野菜づくりであるとか、いろんな体験をされておりますけれども、ぜひともそういったことがまだまだ継続、拡大していくような取り組みをお願いをしたいと思います。次に、大人の企業の農村体験事業の取り組みについてお聞きをします。もう相当、10年もつとになるかもわかりませんが、CSR、企業の社会的責任、利害だけでなく、地球環境であるとか地域社会の貢献をしようという事業でございますけれども、現在、町内でCSRを受けておる状況をお伺いをしたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 企画課から回答させていただきます。現在、町内でこのCSR、企業の社会貢献活動ですけれども、これに取り組んでおられる企業で把握をしているのは2社でございます。どちらも八幡地区のカキツバタの里づくり実行委員会が行っておられますカキツバタの圃場維持管理に協力をしていただいております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） このCSRのその企業については、こういうことをやっていただきましたというふうな書いたものが相当の効果がある、企業側にとっては、その証拠たるものも企業は大変重要視しているんじゃないかと思いますが、そういうものは発行されているんですか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 町のほうからは、発行はしてないと思います。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） このCSR、今、行政が中心ということではなくて、民間のその地域の方がやられているというふうに判断をさせていただきます。ぜひともこういった動きが今、大学生等でも地域貢献をしたいというふうな思いで、サークルをつくってというふうな状況もありますし、今、企業も厳しい状況なんで、なかなかそこは難しいところもあるかと思いますが、2社がそういった取り組みをされているということなんで、ぜひともこういったことにも行政、力を出していただければというふうに思います。もう一つは、空き家を利用した短期・中期の農村体験はできないかということでございますけれども、きのうの一般質問の中で、お試し住宅を今検討しているんだということでございました。その今の検討されている内容といいますか、状況について、どの程度で、どんなものを思われているのか、お聞きをします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） まだ検討に着手をしたばかりでございます、具体的な内容はまだ決め

ておりません。ただ、各地域で今、具体的に地域おこしといえますか、集落対策に取り組んでいただいております。その地域の空き家を調査をして、その所有者の方に意向を確認していただく、そういった活動をしていただいているところもございます。そういったところに、今のような住宅を設けることによって、その地域の空き家に定住者が来られるということが促進できるのではないかとこのように思っておりますので、そういった方法も含めながら、そういった地域に接するのが一番よいのか、どの程度の戸数を初年度やっていくのがよいのか、それは今後検討していきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 私、以前からこういった質問をさせていただいております。なかなかいい事業考えていただいたんだというふうに変な期待をしております。あわせて、町外から町内の企業へ通勤されている方、そういった方へこういった空き家、あるいは農業体験等のPRというものも必要じゃないかと思っております。特に町外からの通勤者が多い企業もあろうかと思っておりますので、そういった取り組みを今されておられるのかどうなのか、それだけじゃなくて、いろんな建築費の補助、企画とかがやっておりますいろんな助成事業もあわせて、企業にどの程度のPRをされているのか、お聞きをします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 企業に限らずという形ではやっておりますけれども、その企業に対してというような具体的な取り組みは、まだ今はしておりません。ただ、企業のマッチングプロジェクト、それで、その専門の方を雇用して、基本的には、町内企業同士のマッチングを進めていくということで専門の方をお願いしたいと思っておりますけれども、同時に、その企業とのパイプ役を担っていただいて、今の町の定住対策等を伝えていただくことによって、さらに町外から勤めていただいている方、通勤していただいている方に町内への定住が図れるのではないかとこのように思っておりますので、そういった形でPRといえますか、それをしていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 町内に住んでいる方のPRは見やすいんですけども、町外の方にPRするのはなかなか難しいと思っております。町外から町内へ来ている方がいらっしゃるわけですから、大多数。そこにいかにPRするかというのが一番効果があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも進めたいというふうには思っております。次に、大綱2点目、職員の健康管理について質問させていただきます。昨年6月に労働安全衛生法が改正をされ、今月の1日から、働く人の心の健康を守るためのストレスチェック制度が始まりました。過労やパワハラによる精神疾患での労災認定が増えてきたこと等によるこの制度が制定をされたようでございます。住民サービスの向上には、まず職員のありようが重要であろうというふうには思っております。一つは、職員がやる気を出して、自分の仕事に誇りを持って職務に従事することだというふうには思っております。以前、各支所の力をもっと出していただきたいということで、支所の特化、特性をもっともっと出せるような体制づくりが必要じゃないかというふうには提起をしたことがあります。機構改革、あるいは支所長権限の拡大等の実施はされておりますけれども、まだまだ道が少し開けたのかなという程度で、もっともっと取り組んでいただきたいというふうには思っておりますし、もう一つは、職員の元気であります。元気がなければ何もできないという状況だろうと思っております。その思いから元気をなくす大きな要因の一つである時間外労働等、職員の労働実態についてお聞きをし



たいと思います。まず、職員の月、あるいは年間の平均時間外勤務、あるいは個人の最長時間、職場別の平均的な時間をお聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 職員の時間外勤務の状況というご質問であろうかと思いますが、まず、1カ月の平均時間外勤務及び年間平均時間でございますが、これは消防職、診療所、病院を除いた一般行政職に限らせていただきますけども、月の平均時間が約13時間、これを年間に直しますと平均約160時間となっております。この数字は平成26年度の数字でございます。全て平成26年度で答弁させていただきます。続きまして、個人における最長時間外勤務の状況ということでございますが、ひと月当たりでいきますと約138時間、1年間では888時間となっております。これは1人当たりで今計算をさせてもらったものです。次の職場別ということになりますけれども、これは職場別で平均を出して、それを職場数で割ったという数字になります。年平均で191時間というふうになっております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 職場によっては、季節といいますか、時期によって相当仕事がハードになる場合もあろうかと思いますが。例えば税務課等が一番わかりやすいんですが、確定申告時期、あるいは納付書を発行する時期というのは、一年を通じて相当の時間外が増えてくるんだろうと思いますけども、毎日残業が夜中の12時ごろまで電気が点いておる状況があります。これは多分個人に集中した状況じゃないかというふうに思いますし、そういったことが続いて過労とか精神的な疾患に大きくなってくんじゃないかというふうに思います。人員削減といいますか、行財政改革で職員数が減ってきておる。その分はいろんなところで効率よく仕事を進めていかなければいけないという状況もあろうかと思いますが、個別に相当な負担がかかる状況というのは何とか回避していかにかいけんのじゃないかというふうに思います。少ない職員数の中で、もっともっと頑張っていかにいかいけん、力を出してもらわにかいけんという町民の声も私も耳にしますけども、個人に相当なプレッシャーがかかる職場体制というのは何とか変えていかなければいけないのではないかというふうに思います。その取り組みについて、お考えについてお聞きをします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 個人に大変な負担がかかるということでございますが、時間外の時間外勤務ですけれども、事務事業の高度化でありますとか多様化、住民ニーズの多様化、それらのことから、合併直後よりは減少はしてまいりましたが、また、平成24年度以降徐々に増加の傾向にあります。これは時間外の数字でございますけれども、この短縮に向けました具体的な対策につきましては、事務の効率化、それから新規事業を導入いたしますときのスクラップ&ビルド、それらの検討によりまして時間数の抑制、それから週休日、休日の振りかえ、代休、積極的に取得するようにしまして時間外勤務手当の削減、それから時間外、体調管理等に取り組んでおります。また、この時間外勤務の状況につきましては、それぞれの所属長に毎月の時間外勤務時間の状況、これを通知をしております。勤務状況の管理、監督にあわせて、その抑制と縮減には努めておる状況にはございます。やはり所属長初めまして職員の時間外勤務に対する意識改革、それと所属長のマネジメント力の向上といったものが必要であろうというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） やはり今、一人一人が一つの仕事を受け持ってきている状況というのは相当あろうかと思えます。先ほど来言いますように、そういった個人のプレッシャーが病気になり、長期休暇になったり、かえって、また人員が足らなくなったというようなことで、マイナスの循環になってくる可能性が十分にあるかと思えます。先ほど答弁にもありましたけども、町全体、あるいは課内でそこらあたりの役割分担といいますか、事務量等もよく課長中心にぜひともよくよく検討していただきたいと思えます。人事権のことに立ち入ってもいけませんので、その程度のお願いにしますけども、また、人事評価制度も導入をしていくという流れの中で、そういった人事評価もうまく機能させるためには、そういった元気な状況で、どのぐらいの仕事をして、自分がやらにゃいけん仕事の成果はどうかというふうなことも、なかなか正しい判断ができない状況もあろうかと思えますので、一人一人の職員のももちろん、職に対する厳しい状況も私もよく聞くんですが、そういったことをはね返すだけのものも取り組んでもらいたいというふうにぜひ思えます。今、病休をとられておられる職員、大体どのぐらいありますでしょうか。そのうち精神疾患による休みを取られておられる方、答えられる範囲で構いませんので、お聞きをします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 長期にわたる病気休暇という職員はございません。しかし、病気を原因とした休職中の職員が1名おります。以上です。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） ぜひとも、そういった特に怪我等は不慮のことで防ぎようが難しい場合がありますけども、こういった精神疾患というのは、なかなか体調がもとに戻りにくいということがありますので、早く手だてをとる必要があろうかと思えます。そういったところで、本町にも安全衛生委員会が規定によってあろうかと思えますけども、こういった審議をされて、大体年間どのぐらいの会議を開かれているのかお聞きをします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 本町の安全衛生委員会でございますが、法によりまして、これを設置が義務づけられております。昨年の状況ですが、4カ月に1回の割合で、年3回開催をしております。今年度につきましては2回開催をしております。審議の中身ということですが、今年度の中身でございますが、職員の健康診断計画、メンタルヘルスなどの職員研修計画、それから職員の病気休暇等の状況、労働環境になりますけれども、放課後児童クラブ、保育所の施設の巡視、こういったものを行いまして協議を行っております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 定期健診も義務づけられていると思えますけども、全員が定期健診を受けられている状況でしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 定期健診は義務づけられておりますので、全員受けるように指導しております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 先ほど言いましたように、国の法が変わってストレスチェック制度が今月から始まるということで、来年の11月までにはやらなければいけんということになっております。これは50人以上の事業所が対象だろうというふうに思えます。50人以下のところは努力

義務ということにされておるので、本町もそういったチェック制度を導入をしていかなければいけないだろうと思います。今の安全衛生委員会でも専門部会等が設置できるというふうに謳ってありますので、そこらあたりが中心になって、このチェック制度を導入されるんじゃないかと思いますが、この労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、人事権を持っているもの、簡単にいえば人事権持っているものは、この制度従事しちゃいけないということになっている、いろいろプライバシーがあったり、そのことが本人にとって、マイナスな人事になったり、昇給にかかわったりということが防ぐためにそういった規定が設けられておりますけれども、本町の場合は、どなたがこの検査を、どの部署のどなたが中心に、この制度を取り扱われるのかお聞きをします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） ストレスチェック制度は12月1日から来年の11月30日までに初回を実施しなさいということで始まっております。今は、この制度の基本方針、それから実施体制につきまして検討している段階でございます。これを案ができました段階で安全衛生委員会での審議にかけていきたいというふうに考えております。議員おっしゃられたように、人事権に携わる者は、これはできないということになっておりますので、体制の整備をきちんとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 具体的には来年度になりますか、体制を整えていくというのは、どういう状況でしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 方針、体制については、今年度でつくっていきたくて考えております。実際の実施については来年度になろうかと思っております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） このアンケート調査が五十何ほかある中で、それをお医者さんに見ていただいて、どうかという判断が直接本人が希望すれば、そういったもう少し詳しい検査を治療しなさいよということになるのかもわかりませんが、事業者側にとっては、環境整備もきちっとやっていかなきゃいけないということが言われておりますけれども、この衛生委員会の中で、今、先生が1名ほどいらっしゃるんだと思いますが、私が素人の心配かもわかりませんが、精神的な疾患を防ぐ、そういったストレスチェックということで、専門医といたら、その先生に大変失礼な言い方かも知れませんが、そういった具体的な治療なり判断ができる先生というのは、何か計画なり予定をされている状況がありますでしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） ストレスチェックということになりますと、まず、自分でストレスをチェックをしていただいて、それから専門の医師の面談であるとか、その精神科医の面談という流れになっていこうと思います。本町の場合、産業医を勤めておられる方は精神科医ではないということで、今現在もですけれども、例えば病気休暇、精神的な疾患といったところでの対応につきましては、その産業医の先生、それから主治医であります精神科医といったところで連携をとらせていただいております。そういった形になろうかと思っておりますけれども、いずれにしても制度構築をこれからつくっていきますので、そのあたりもケアはしていきたいというふうに考えております。

- 議長（加計雅章） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 住民サービスの向上ということで、冒頭申し上げましたけれども、なかなか町民の目は厳しい状況があるようです。来年度から人事評価制度も入ってきます。それぞれの住民サービス向上に向けた取り組みというのは相当覚悟してやっていかないとはいけません。ぜひともストレスチェック制度が絵に描いたアリバイづくりのことにならないように、一人一人が元気で、本来の自分の仕事に誇りを持って頑張っていける状況をつくっていただきたいと思いますというふうに思います。ぜひともこれに真剣に、この制度に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思いますが、最後に町長のご意見を伺いたいと思います。
- 議長（加計雅章） 町長。
- 町長（箕野博司） 職員が元気でやりがいを持って仕事をしてくれるというのが一番だというふうに思いますので、このストレスチェックだけで、そういう状況ができるとは思いませんけれども、これらも生かしながら進んでいきたいというふうに思っております。
- 議長（加計雅章） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 最後に、こういった制度の中であらわれてきた結果によって、もし、職場環境を変えていかないと出れば変えていかないとはいけません。制度でございまして、ぜひとも、この結果をもとに、よりいい、住民サービスにつながる職場環境をつくっていただくよう、努力をしていただくよう要請をして、私の質問を終わります。
- 議長（加計雅章） これで森脇議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 54分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。次に、3番、久茂谷議員。
- 3番（久茂谷美保之） 3番、久茂谷です。経費削減ということで質問をさせていただきます。平成28年度の予算編成の時期を迎えました。限られた予算での事業の推進、皆様方には大変な日々が続いておると感じております。その中で、経費といってもいろいろなものがあると思いますが、職員の減による人件費の削減、あるいは備品であったり、物品等の節約等による削減、あるいは光熱費の削減等々あろうと思います。我々は、この本会議上でも、夏季6月、9月定例会等々はクールビズによって光熱費を下げようという努力もしている。そういった状況でいろいろと経費削減があろうかと思いますが、今回私は、以前も質問をしたと思います。保育所、小学校、中学校等の各事業に皆様方、町民の皆様方が参加をされます。その参加の後の礼状であります。礼状の廃止を求めてきましたが、その当時、教育長が答弁で、各学校長の

判断に委ねるという答弁でありました。その後、少し現場のほうへ出向いて聞き取りをさせていただいたところでありますが、町の全体での方針が望ましいのではないかと。あるいはそれぞれの学校での思いでやると差異が出るというご意見もいただいたわけでございます。そうやって、また本日こうして再質問という形をとらせていただきますが、まず、入園、卒園式、入学、卒業式、また学習発表会、あるいは運動会等々の事業がありますが、その礼状に対して、どれぐらい経費がかかっているのか。まず、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 礼状の経費がどのぐらいかかっているかというご質問でございますが、小学校は712件の2万3630円、中学校におきましては444件の1万7386円、合計で、件数で1156件、4万1016円でございます。1校当たり3155円の経費がかかっているということでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 公立保育所5カ所につきましては、どの保育所につきましても、年間数百円程度の支出となっております。以上です。

○議長（加計雅章） 久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 保育所においては、年間数百円ということですから、本当に少しの金額だというふうに思います。小学校、中学校、今答弁がありましたように、合計で4万1千幾らということでございます。これを高いか低いかというのではなくて、これを私は廃止しようという思いでありますから、当然、この4万1千というものが他の方向に有効に使われる、そういう思いで質問をしますので、その辺をお含みいただきたいと思っております。今までこのことについて、町長が答弁の中で、若者定住というものを重点的にやりたいと。昨日も婚活に対する質問もありました。4万幾らがあれば、婚活事業への上乗せもできる、若定にもつながる、そういう思いであります。どうしてもやらなければいけないものであれば、私はそういう質問するわけではないんですが、心の問題であろうというふうに思うわけです。その辺をもう少し考えていけば、先ほども申し上げたように、そのものが有効に使える、あるいは教育のほうの予算であったわけだから、例えば図書の整備するとか、本のほうを整備するというふうなものにすればできると思っております。そういうふうな工夫ができないかと思うんですが、その点についてお考えを聞かせてください。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） それでは、礼状の廃止についてということでお答えをさせていただきたいと思っております。各小中学校は行事ごとに感謝の気持ちを表すために礼状を送付をさせていただいているのが現状でございます。学校は地域に支えられており、学校教育活動の大切な学校行事であり、礼状の送付は必要なことと考えております。議員が言われますように、経費削減することについては学校現場にとっても努力をしているところでございますが、各地域の実情が違うため、教育委員会が画一的に判断すべきでないと思っております。以前、教育長が答弁しましたように、各学校長の判断に任せたいと思っております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 感謝の気持ちというのはよくわかるわけですが、次の質問にも重複する点があるんで、その辺でまた質問をしていきたいと思うんですが、他の課のほうで質問、振り返ってみたいと思っておりますが、早速に、新春、消防出初式、そして成人式、今年の行事

を振り返ると、農業振興大会であったりとか、産業フェスタであったりとか、さまざまな事業、行事を行っております。恐らく案内状は出されていると思いますが、それぞれの課で、今、保育所関係と学校関係を聞きましたが、出されているところがあればお答えをいただきたいと思います。なければなしで、それで私の判断とします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農林課からお答えします。先月20日に開催させていただきました農業振興大会で講演を受けていただきました川上村村長さん宛には礼状は出させていただきました。

○議長（加計雅章） 久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） そうですね。特別な場合は、それはそうして礼状出さないといけないと私も思っております。冒頭からちゃんと言えよかったかもしれませんが、町内の皆様、いろんな委員会であったりとか会があります。今回の総合戦略、人口ビジョンに対しても委員があって、その中でも大学の教授であったりとかお越しいただいておりますから、そういった方への礼状というのはしないといけないと思います。私が思うのは、町民、それぞれいろいろな立場でご出席をされているというのがありますが、その方に対してです。農林課長が言われるように、村長様には大変遠方から来ていただいたわけですから、これは出さないといけないと思っております。ないようですので、ほかの課では、そういった礼状されてないということであるので、なぜ、教育方面だけがそうなのか、それが心よと、それが教育なのよというふうに思うのではありませんけれども、その有難いのは、いただいて有難いです。本当に有難いです。でも、開けて、あっ礼状ですね、ありがとうございますです。中には聞きますと、また、礼状いただきましてありがとうございますとご返事を出される方もあるやにも聞いております。それが、そのやりとりで、それがいいのだろうとは思いますが、要は気持ちでありますから、当日、会場に行きます、何かがありまして。恐れ入りますが、礼状は出しませんというふうに、なぜ統一して教育委員会のほうから、それは地域性もありますよ、そうやって、その場でお礼を申し上げて、礼状出しませんからというふうにできないのかなと。そうすることによって、4万円だけでも、それが何かの形で変えられるわけですよ。最後には、これ印刷物ですけども、こういう礼状がいただいた、最後ごみになるんですね。有難いけれども、そういったところを加味して、礼を言わないんじゃない。当日言って、こういう方向にします、こういう方針でいきますというふうにすればいけるんじゃないかというふうに思うので、それは地域性も、感謝の気持ち、礼儀作法、それはわかります。だけれどもう一步前に行かないかなと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 確かに賛否はあるというふうに私は考えますし、議員もおっしゃいましたように、地域のことでありますから、郵送等しないで、会場で、これを申し述べる学校もございます。課長の答弁と繰り返しになりますけれども、まず、学校という組織ですから、地域の皆様、地域のご来賓の方に礼を失する対応をしてはならないというふうに考えておりますし、このあたり、私間違っていないと思っております。それから学校でありますので、子供たちにも挨拶をする、お礼を言う、大事な指導内容だと思っておりますし、そういう面から考えても学校が礼状を発送するというのは非ではないというふうに思っております。また、教育の全てが合理主義でやっていくと、これまたなかなか難しい問題も出てくると思いますので、ご質問いただきましたように、当然校長会等でも校長との協議は行いますが、現在では、私は決して全くいけな

いというふうに思っておりませんし、しっかり話をしながら対応してまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） いろいろと私も理解はします。ですから、地域からそういう声が出てくるという方法もあるだろうと。ですから地域性もあるということですから、その辺を別な角度で進めるという方法もあろうと思うので、この件については、それぐらいで置きます。やりとりしても、もう気持ちの問題だけになっていこうと思いますので、違う方法で、この件については、また取り組みをしていきたいなというふうに思っておきます。次の配布物の件であります。11月分に各家庭に届いた、これ地域によって多少配布内容は違うわけですから、そのように理解していただきたいと思いますが、もちろん町の広報があって、こういった学校からの配布、これは、つなぐ、でありますから、これは千代田エリアのほうの配布物というふうになります。私の出身は芸北ですから、芸北中学校の配布物、小学校の配布、そういったものがあるわけでございますが、その中で、図書館だよりというのが毎月来ます。これだけではないわけですが、町のほうから発行するチラシ、特に11月というのは少なかったと思います。その中で見るのがこれだったんで、テーマ、ちょっとここに絞るというふうに理解してください。まず、通告しておりますように、この図書館だよりのどれぐらい経費がかかっているのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 図書館だよりでございますけども、毎月発行しております。A4の今お示しのとおり、A4の表裏2面刷りということで、原紙代、それから紙代、それから印刷代、1枚当たり3円、月にしまして2万2640円でございます。以上です。

○議長（加計雅章） 久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 月にこれだけ、町内配布、町内の各戸ですから、それで月2万2000円ぐらい掛かってますよと。1年では24万円という計算になります。そこで、きたひろネットの状況を話してみたいと思いますが、資料いただいておりますが、きたひろネットの利用状況というか、加入状況、10月31日現在であります。全体では65.5%の状況であります。もう少し高くいけばいくんであろうと思うんですが、きたひろネットへの活用という方向、私が言いましたのは、行政報告の1ページの分です。この配布の必要性、それは図書館だよりのことをいうかもしれませんが、きたひろネットでの告知、それからテレビというもののもう少し活用していけばいいんじゃないかと。必要な方は、その部分を番組表がテレビでやれば番組表があるわけですから、例えばその情報の部分を同じ時間でやっていくと、情報提供をやっていく、定時にやっていくとなれば、番組表を見れば、この時間にやるんだというのがわかるわけですから、このチラシがきたひろで全部わかるという、ほかのチラシも同様です。特別な行事であったというのは、別というふうにしなないといけないと思いますが、毎月発行のものが、そういうふうにくたひろでの移行というのはいけないかと思うんですが、のほうにしてほしいと思うんですが、お考えについてお伺いたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） きたひろネットへの移行ということですので、総務課のほうからお答えをさせていただきます。図書館だよりに限らず、全てのものというお話でしたので、毎月チラシとしてイベント、行事、講演会等の内容、スケジュール、講師の紹介などたくさんの情報が、

そのチラシの中には多分詰まっているであろうと思います。この全てをきたひろネットの一面で表現するというのは、なかなか難しいのではないかと思います。そのままの状態ということで捉えていただければと思いますけれども、全てをきたひろネットに移行するという方法ではなくて、チラシと並行して情報提供するというほうが情報の伝え方としてはいいのではないかと。例えばテレビと新聞の違いといったような感じになるのではないかと考えております。ただ、チラシの作成、今の配布方法については、これが有効かどうか、行政文書で個別に配布するのが本当にいいのかということについては精査をする必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 個別に精査、必要なところへ送って、そうでないところには送らないというふうなこと、それも確かに必要だろうと思いますが、生涯学習課長にお伺いしますが、これの必要性というのはわかるわけですが、今のような例えば、毎月ですから、毎月のきたひろの広報というのがあるので、これに載せると、価格的にどうなるか私も計算してないんでわからないんですけども、そのほうがチラシよりは広報の中へ入れていったほうがいいんじゃないかなとは思いますが、その辺どういうふうに、どちらでもいいですから、お答えください。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 広報誌ということで、総務課のほうからお答えさせていただきますけれども、今現在の広報紙につきましては、印刷の手法といたしまして、4ページの単位で一度に印刷をするという、これは業者のほうがやっておりますけれども、その手法をとりますと、今の図書館だよりについては、A4の両面刷りということで、2ページを要するということとなります。それで計算をさせていただきますと、1部当たりおよそ2,95円という、約3円というような数字が出てまいります。以上です。

○議長（加計雅章） 久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 金額的には、そう差が出ないということですね。若干気持ちほど安くいけるかなという程度、あとは町民の皆さんが見やすいという、この中めくっていけば、あつあるんだなということであれば、若干その辺が町民に優しいかなというふうに思うんですが、とにかく経費を削減しようと思えばきたひろネットですよ。この辺やっぱ有効活用する。先ほど加入率とか利用状況言いましたけども、逆にきたひろ中心にやっていくんですよ、将来。恐らくそうしないといけないんですけど、そうすると、情報提供はきたひろネットですよというふうに私はすべきだと。そうなれば、全てそちらのほうの情報を見てくださいますよというふうに加入を促進する方法もあるんじゃないかと。100%はなかなか厳しいけども、80台か90ぐらいにはエリアしないといけない。ただ、それでも地域性もあつたりするので、その辺もわかるわけですが、だから、そういう逆な発想というか、考えもすることによってきたひろの加入、利用率を上げていくのが一つ。先ほど答えていただきましたように、こういうチラシ配布もそういった方向にすべきと私は思いますが、先ほど答弁で、いろいろとあるということなんで、その辺の方法をもう一度考えていくべきだというふうに思います。本当に中学校関係からも情報提供いただいております。わざわざ千代田中学校から我々の議員にもこうやって配布をいただいているのもありがたいわけです。そして、いろいろな町関係のチラシ、情報提供、これもありがたいわけです。先ほど言いましたように、情報はありがたい。最後には、それぞれの処理場へごみとなっていくわけです。これ袋入れて、袋代は、町民がそれぞれ各戸が出し



ておるわけであります。その辺がなくなっていけば、町民も少しは情報提供するには、しないといけないけども、何と配り物が多いよというのが、地域性も多少あるかもしれませんが、実はあるんです。11月については十数部、11か12ぐらいでした。多いときは、20はいきませんが、15か6、でも必要な分は必要ですよ。それぞれごみ処理収集日とか、それは2つの組合があるわけですから、そういうのも違いがあるわけですが、何と多いという町民の声は聞いておられませんか。どうですか。町長のほうの意見箱には入りませんか。その点についてお伺いします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 今の点について、町長の意見箱には、現在までいただいておりません。今年度については。

○議長（加計雅章） 久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） そういう声があるよというのは知っておいてください。私が勝手に言っているわけではありません。我々住民は、何と多い、結局、さっき課長が答弁したように、必要でない方もあれば必要な方もある、それ全部全て精査してというのは大変なものがあるから、逆に見たい人がきたひろネットで情報を得る、だから音声告知をするわけですね。聞きたいと思えば聞く。そういうふうな方向にしていくべきだと。きたひろ中心ですよと、きたひろネットですよというぐらい方針を固めていけば、チラシ、できれば、この学校のチラシもそういうふう流していけるとか、全てが私はやろうと思えばできると思います。そうすると、ごみとなるものが少なくなるんですよ、最後は。町民は、ごみ箱へ入れないといけない、もっとひどい方は、見んこうにすぐ入るかもしれません。ですから、その辺をもうちょっと工夫をして、1円でも2円でも削減できるんじゃないかと私は思うところでございます。その点について、町長、最後に答弁あれば聞かせていただきます。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 経費節減ということ、非常に大切なことだというふうには思っております。また、きたひろネットのサービス内容の充実、これはいろいろ検討、これからもしていかなければいけないことだというふうに思っております。ただ、チラシを全てそういう形にできるかどうかというのは、なかなか難しい面もあろうというふうに思います。ある程度目に触れて初めて、あっこういうのがあるんだというような形になるものもあろうというふうに思いますので、ただ、その辺の精査については、これからも進めていかなければならないことだというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） もう一つ、学校だよりについてもご指摘をいただいておりますけれども、公立学校は、かつて、その学校の閉鎖性を問われた時代がございまして、開かれた学校、今、学校で何をしているかということを経地域の皆さんにお知らせをするという大事な責務もあると思っておりますし、全ての学校が現在学校のホームページに学校だよりは当然載せております。しかしながら、全てのご家庭がインターネットで各学校のホームページを見る環境にございませんので、各学校の取り組みを地域の皆さんに知っていただきたいということで、今取り組みをしておるところでございます。そのあたりもぜひともご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 理解はいたします。だけど、できるところは、方向は、やっぱりきたひろだと、中心は。だから、そういうふうなところへしっかりとやれば、部分的にはいけるといふ、町長も考えるということなんで、そういうことによって、ごみも少なくなるんだということも一緒に考えていけば、環境にも優しいまちづくりにもなる。少しの経費も削減ができる。私は1円が10あれば10円になる、そういう細かい積み重ねをしないと、予算大変なんです。それはずうっと今聞く中で、そういう状況なんです。だから、こんな1枚はいいやじゃなくて、ここから進めることはできるところからやっていくということであれば、また、新たな方向は見えるんじゃないか、こつちを減らして、こつちに積む、婚活、定住、若定のほうへ力を入れるというんなら、そういうところへも努力すれば、もう少し予算が加算できるということも可能なんです。そういったところを私のほうから願って、一般質問を終わります。

○議長（加計雅章） これで久茂谷議員の質問を終わります。次に、9番、中村議員。

○9番（中村勝義） 9番、中村、さきに通告しております大綱2案について質問させていただきます。まず、第1点目は、大丈夫か、マイナンバー事業、1月運用開始ということでお聞きいたします。国民一人一人に番号を割り当てるマイナンバー制度は、まず、12桁の個人番号の通知カードが簡易書留で10月から発送され、今日に至っております。広島県でも北広島町は第1号ということで、終わったような感じもしております。この通知カードは、番号を知らせるための仮カードで、希望者が申請すれば、来年1月以降身分証として使える写真付きの個人番号カードが無料で交付されることになっております。来年1月から税金と社会保障、災害関連の3分野を中心に番号の活用が始まります。このため、国民は来年1月以降、就職の際や行政手続など番号の提示が求められるようになります。しかしながら、制度への国民の理解は進んでいるとはいえ、しかも安全対策もままならない中、これにつけ込んで、早くもマイナンバー制度をかたり、不審電話や訪問が各地で相次いでいるのも事実であります。とりわけ高齢者は狙われやすく、毎日のようにテレビ、新聞等で報じられております。詐欺等から守るためにも、制度の正確な情報や注意事項の徹底等、安全対策の強化を含めた慎重な制度運営が求められております。国は、各種行政手続で、住民の利便性を向上させるとしております。しかしながら、他方、国民は資産や健康面まで、この制度により丸裸にされて管轄されるのではないかと不安の声も出ております。中でも、最も危惧されているのは個人情報への漏えいであり、手口が巧妙化するハッカーから住民の個人情報を守るためにも、国が一元的にセキュリティー管理をすべきではないかと思われ、市区町村にそれは委ねられております。専門の人材がおらず、監視水準にもばらつきが考えられる中で、我が北広島町は、国が求めるハッカーの侵入を防ぐシステム、厳しい情報管理体制の構築等大丈夫なのか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） マイナンバーのセキュリティーというご質問だと思いますけれども、まず、マイナンバーを取り扱う業務につきましては、戸籍、住基、課税などと同様、その使用権限が制約をされました基幹系システムとっておりますが、そういうネットワークの中で運用してまいります。今現在もそういった運用です。従来から、その基幹系システムにつきましては、セキュリティーリスクが一番高いと言われておりますインターネット、このインターネットにはつながっておりません。切り放されております。また、インターネットが接続をされている各業務システムや業務フォルダーを収容しております、これは内部情報系システムとっておりますが、ここの通信も遮断をしております。ですから、独立した基幹系システムの中

で運用しておるといことになります。広島県下5市町で共同運営をいたします広島県市町基幹業務クラウドサービス、クラウド化と言っておりますが、これ本年12月1日から本格運用しております、より堅牢なデータセンター、こちらのほうに格納されておるといった状況でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） セキュリティー等のシステムは十分対応できるようにしてあるということですが、この運用についても、ある程度の大きな縛りは国のほうで縛っており、この番号を市町村によって利用する場合には、それなりの条例を設けてやりなさいということで縛りもあるわけですが、幾らシステムががっちりしておるといながらも、これを動かすのは職員であり担当者ということになったときに、いろいろ今までもですが、個人情報扱う場合は、安全性をどう保つか、あるいは倫理観を持ってどう対応していくかというように、適正業務を目指す大きな課題が発生しておりますし、このナンバーカードもさらにこれが加わるものと思っております。服務規律、あるいは情報の適正管理等について、そのセキュリティーがしっかりしてるし、インターネットと分離されているので大丈夫だということだけで片づけられる部分はないんじゃないかと思うわけですが、これを扱う職員に対しての規律といいますか、その辺について住民の不安もあることから、どういう取り組みをされるのか、当然事務研修とかなんとかいう部分もあるんかと思いますが、特別、このマイナンバー制度が導入されるということに当たって、当面1月から始まるということですが、ここに至るまでに内部での扱いといいますか、どういう管理をするかという点については、ただ機械がセキュリティーしているので、気をつけてやれば大丈夫だというだけでは済まないような不安もあるわけですが、これについて町民の不安を払拭するよう一つの対策等具体的なものがあれば、お示してください。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） おっしゃられますとおり、まず、先ほど答弁させていただきましたのは、物理的、技術的な安全管理といった分野になるかと思います。もう一つは、人的なところが多分にありますので、扱う人の問題です。この組織的・人的な安全管理、こういったところをきちんとしていかないとマイナンバーは守れない、セキュリティーは守れないといったことになろうかと思います。まず、先般9月の議会のほうで、条例を上げさせていただきました個人情報保護条例、この中で改正条例を上げさせていただきましたけれども、この中で、マイナンバーに関するものをまず条例の中で整備しております。それからマイナンバーにつきましては、法で定められたもの、この法で定められた事項については使いますけれども、それ以外につきましては、条例制定をして使用が初めてできるということになっております。今回の議会でも、その条例のほうを上げさせていただいております。必ず法に基づいたものでしかマイナンバーは扱えないということです。その扱います場合は、特定個人情報保護評価、こういったものを受けなければなりません。これは特定個人情報保護委員会、これは国の機関でございますが、こちらのほうに、まずこういった事業でマイナンバーを扱います、こういった安全管理をしますといったことを届け出をいたしまして、評価をいただいて、これは公表していくと。ホームページで、全て公表されるというふうになっております。ですから、北広島町は、こういったことにマイナンバーを使用しますよということが全て公表されているということになります。

それから組織、実際にマイナンバーを取り扱う人間のところになるんですけれども、これは当

然職員のマイナンバーを取り扱う上での研修でありますとか、そういったことを今までも行ってきましたけれども、これからも行ってまいります。それから取り扱い規則等、来年の1月1日から施行になりますけれども、早急に整備をしてまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 物理的、事務的に対応しているということですし、取り扱い規則については、早急に整備するというので、1月という期限が決まっておりますので、特に取り扱い規則等については、できるだけ早く作成されて、職員へ徹底していただくように要望しておきます。それと、今、一応通知カードということで配送されておりますが、不在や転居などの理由で受け取りができなかったということで、通知カードが郵便局のほうへ1週間程度の配達期間を設けて対応されているというようなテレビ、新聞等ですが、その期間を過ぎて、自治体のほうへ通知カードが返ってくるというような新聞報道ですが、北広島町の場合、簡易書留で配送された通知カードが全部町民へ配ってあればいいんですが、不在等で郵便局で保管しながら、再度配達したというような形の中で、最後、どうしてもという分で、自治体へ返ってきた通知カードがあるのかないのか、その辺についてお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 通知カードの返戻等についてのご質問でございます。送付の通知枚数が8492通ほど発送いたしました。12月2日現在でございますけれども、返戻があったものが739通でございます。そのうち転居等するか、宛名をこちらのほうに送付していただきというような届け出というようなもの等があって、簡易書留ですから、転送ができないというようなものが297です、そのうち、保管期間が経過、1週間程度郵便局で預かっておりますけれども、それが432ということ、あと受け取り拒否というのが10件ほどあったということで、返戻率という形でいけば8.7%返戻があったということでございます。そのうち、再送付等が144通しておりますので、12月2日現在で返戻で残っておりますのが595通ということになっております。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） いろいろ苦心されながら、できるだけ届けておるといことですが、最終的に、今の話では595通がまだということで、この595通については自治体の責任において、全て配布しなければいけないのかどうかということと、受け取り拒否の10件あったということですが、これの扱いは、自治体の責任の中で解決しなければいけないのかどうか、その辺についてお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 現在595通返戻されているということでございますけれども、まだ具体的に返戻されている方に通知等はまだしておりませんので、それと転送手続等がされている部分については早急に案内を出しまして、取りにきていただくというような手続にしていきたいというふうに考えております。最終的にどこまで町のほうがそれぞれの方にどこまですべきなのかということだと思っておりますけれども、どうしても全ての方に届くということは、ちょっとなかなか難しいのではないかなというふうには思っておりますけれども、できるだけ案内等をして、届くように努力をしていきたいというふうには思っております。それと受け取り拒否の方につきましても、この制度の趣旨を理解していただくということは、取り組んでいきたいというふうには思います。ただ、最終的に、どうしても受け取っていただけないということにな

れば、その辺のところはちょっと今、その場合の処理の方法については確認できておりませんが、そこのところはまた国等からの通知を確認しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） できるだけ届けるようにするということですが、ゴールは1月から運用するというので、もう走りよる中で、とりあえず、できるだけ届くようにするというので、1月1日からの行政運営について支障はないよという範囲内での処理は、それで可能かと思いますが、最終的には、誰にも届けるという形の中で、市町村にどれだけ責任があるのかなという部分と、今の受け取り拒否についても、どうしても番号がなければ行政運営上どうもならないというようなことは発生しないのかどうかという部分がちょっと不安になるわけですが、今の分であれば、できるだけ届けるけど、届かない分については、どうしようもないというような形での整理で、1月1日からの行政運営ができるのかどうだろうかと思うんですが、その辺のところはどういうふうに判断すればいいんでしょうか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 1月1日からスタートいたしますけれども、当面、その実際に個人番号を提示するという場面でございますけれども、そんなに多くないというふうに思っております。一番最初に行われるのは、企業等へ勤めてらっしゃる方は、その企業のほうから個人番号を提出するということはあるかと思っておりますけれども、それが一番最初かなというふうには思っております。あとありますのは、保険金等の受領というようなケースには、この個人番号の提示が必要だというふうにはなっておりますけれども、そんなに全ての方がそういうことを、そういう場面に遭うということはないというふうに思っております。実際に、個人番号をというの、29年の確定申告には必ず個人番号を書くということになりますので、そのときには個人番号がないと、申告するときにそれが必要になってくるということですので、そこが一番最初に多くの方が使用されるという場面ではないかなというふうには思っております。ですから、当面、手元にまだ通知カードが来てないというときにはそういう形になりますし、それともう1点、住民票には個人番号も記載して交付を受けることもできますので、ですから、どうしても通知カードが届かない中で、個人番号の提出が必要だというようなケースは住民票を交付することによって、その個人番号を必要なところに提示することができるというふうになっております。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） ちょっと教えてもらいたいんですが、住民票をどうこうするときには、その番号としては、行政のほうには町民一人一人の番号はもうわかっているということですか。そうであれば、当然行政運営についても、本人の申告があろうがなかろうが、一応番号はわかっているということになれば、29年度のときに提示してもらうのに、そこまでは何とかできるというんなら、それほど不安もないわけでしょうが、この辺の今の番号は、実際に自治体のほうではわかっているということかどうかということと、申請書を出せば、さらに写真付きの番号カードが1月以降発行されて、無料で渡すということですが、この申請書を現在提出された町民の人がどの程度おられるのかなという部分についてお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 現在、北広島町の住民基本台帳に登録されている方について、個人番号

は全て付番されております。それと、個人番号カードの申請ということでございますが、これは通知カードの中に申請書と封筒が入っておりまして、直接写真等を貼って、その封筒で交付申請をするという形になっておりますので、町のほうで、現時点でどれだけの方が交付申請をされているかということは把握できておりません。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 申請書は確かに町宛の住所でなかったわけですが、今度カードを受け取る時は、その通知カードを持って窓口でというようなことですので、その時点で、番号カードができた証明書と申しますか、それは自治体のほうへ送ってくるということで、それで今度、申請者は、ここの北広島町本所へ来れば受け渡しができるということでしょうか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 個人番号カードにつきましては、できたものは北広島町の本庁含め、各支所宛に届きます。今回、個人番号カードの交付につきましては、本庁以外支所でもできるということで、基本的には住所が支所にある方につきましては、支所のほうで、その個人番号を受け取っていただきたいというふうに思っております。ですから、本庁も含めて町のほうに個人番号が届きましたら、町のほうから、通知カードと免許証なり身分証明なるものを持って、それぞれの本庁、もしくは支所のほうへ受け取りに来ていただくよう通知というふうな事務の流れで今考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） それではちょっと確認させてください。通知カードが一応届いたら、その申請者は、通知カードと免許証か何か両方持って、その支所なり本庁のほうへ行くということでしょうか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 今、議員がおっしゃられたとおり、町からの案内と通知と通知カードと写真がついたもの、ですから、運転免許証等を持って、本庁もしくは支所のほうへ来ていただくということでございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 10月から通知カードが簡易書留で配送されているということで、マイナンバーカードの制度をかたって預金口座番号を引き出そうとするような不審電話やら、あるいは訪問があると、テレビや新聞でよく聞くわけですが、北広島町の場合、そういう実態と申しますか、そういう照会があったかないか、この辺について把握されているでしょうか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 北広島町内で、そういういわゆる詐欺と言いますか、お金に絡むような電話等があったということは把握しておりません。ですから、町内ではそういうケースはないというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 安心しました。町内で、高齢者に向かってそういう不審電話なりがあって、どうすればいいんだろうかというような相談がないということは、安心しております。それではもう1点、次のTPP大筋合意と本町農業の課題と取り組みはということで質問させていただきます。平成26年度から、国の農業政策の見直しは、新たな米政策の転換が施行され、その主たる策として、農業を成長産業に育てるため、平成30年度を目途に、米の生産調整を廃

止するとともに、米の直接支払交付金も廃止し、農家の自由競争を促す生産性向上及び農産物の質的向上を目指すとなっております。米政策の抜本改革として、担い手育成とともに、農地の収益性機能を維持し、農地集積と収益性の高い園芸作物等の導入により産地形成及び経営の高度化、多角化を目指し、担い手や集落法人の育成など積極的に推進し、将来にわたって持続的に発展できるよう、農業を産業として強くしていく政策に取り組んできた地域農業であります。本町としても、2年目の今年は、新たな戦略作物として、飼料作物、米粉用の生産拡大、人・農地プランの策定、農地中間管理機構による農地集積等、国の施策に従いながら、農林業の持続的発展に向けて一体となって取り組んできた一年であります。12月の行政報告でも、米粉、あるいは飼料米という作物がかなり伸びておるといふ報告もありました。そんな中で、大筋合意されたTPPは農業関係者、あるいは農業者両方からも不安や懸念、方向性を含めて不透明であり、とても、攻めの農政への道筋は今のところまだ見えておりません。国の方向性を考慮した本町の見解と本町の農業の今後の課題について、今年度の実績と合わせて取り組みについてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 今回の大筋合意に伴い、関税が撤廃されてくると安価な輸入農産物の増加が予想され、本町のような耕作条件の不利な中山間地域では深刻な影響が予想されることから、地域の実情に最も合った具体的な対策を講じるべきものであると考えます。意欲ある農業者が安心して経営に取り組み、農業の持続的発展が可能となるよう、公的支援の拡充や地域による政策的配慮を要望していきたいと考えております。交渉の合意内容にかかわらず、本町の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大、集落機能の低下など厳しい状況にあります。とりわけ、耕作放棄地の発生防止は、喫緊の課題として対策が急務と考え、まずは、この防止対策に向け、積極的に取り組んでいき、さらに農業の持続的発展のためには、持続可能な農業を継続していくことのできる経営体の育成や、新規就農総合対策に取り組んでいきたいと思っております。今後、国の動向を見据え、具体策が打ち出された場合は、早急に関係機関と連携し、これまで取り組んできました町の農業振興施策とあわせ、本町への農業の影響や効果を調査しつつ、対策を検討していきたいと思っております。本年度の取り組み状況でございますが、経営所得安定対策に係るWCS用稲、飼料用米、加工用米などの非主食用米の作付拡大に取り組みました。また、農地の集約に係る農地中間管理機構を活用した管理事業を実施し、145haの貸付希望面積へのマッチングを行っております。農業・農村の多面的機能の維持、発揮の促進や農業生産条件の不利を補整するための中山間地域等直接支払第4期対策でございますが、本年度4期対策が始まっております。156集落の協定を認定しております。次に、多面的機能支払についてでございますが、65組織が取り組まれています。また、人と農地の問題解決のための未来設計図であります、人・農地プランの変更決定を行いました。中心経営体数が89から97経営体が増えており、特に認定農業者の増加が際立って増えております。集落法人の設立については、10月及び11月に新たに2法人が設立され、町内の集落農業法人数は計32経営体となりました。その結果、集落法人等による農地集積率は31%、個人経営を含めた担い手による集積率は43.6%となっております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 米粉、あるいは飼料用米が増えてきているということで、これは推進された結果、そういうことで27年度の実績が出ているんでしょうが、28年度の取り組みとして、

さらに米粉用なり飼料用米といった、あるいはWCSというような作物別の拡大的な計画があるかないかということ、集落法人が32経営体ということで、全体の31%の集積ということですが、残りの部分についての法的な取り組みという部分は、農地・水の絡みの中で、行く行くは集落法人に持っていくというような計画がなされているのかどうかということ、農地中間管理機構で145haが今年マッチングしたということですが、まだまだ預けたいよという数字は、これ以上のものがあつたのかどうか、この145haというのは、出したいよ、預かりたいよ、使いたいよという両方の要望が、ちょうどこれでマッチングして、それ以外の預けたいというような要望はなかったというのであれば一番いいわけですが、出したい人は多かつたけど、実際にマッチングしたのは145ということになると、残った部分については、これが耕作放棄地につながっては、全くやれないわけですが、とりあえず27年度、今年度の今のいろいろな米粉用、あるいは飼料用米等で消化された耕作面積以外で、保全管理的な調整水田といいますか、そういう水田、あるいは耕作放棄地というような面積の把握をされているかどうか、もしか把握されておるようでしたら、この耕作放棄地、あるいは保全管理といえますか、調整水田の面積をお聞かせくださいませ。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 調整水田等の面積でございます。今手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。あと、来年度の非主食用米の取り組みについてのご質問があつたと思ひますけど、現在、国のほうで、来年度の水稲作付面積等が発表されておりました。県から町のほうへ生産量が来てますので、それに基づいて、来年度の取り組みについて皆さんにお示しさせていただきたいと考えております。それと、法人の設立についてでございますが、今年2地区設立されました。来年については、今のところ、そのような状況は地元のほうからもございません。それについても今後地域との調整等、もしそういう要望があれば取り組んでまいりたいと考えております。農地中間管理事業の話でございますけど、実施状況でございます。平成27年9月末現在で、借り受け希望者数58経営体で、面積が241haに対して貸し付け希望者が212人の145haでございます。この事業を活用した現在では転貸済み面積は48haしております。この48haの中には、今回10月、11月に法人化された2組織の面積は含まれてませんので、それら含めると97haが、この農地中間管理事業によって取り組みの実績となると考えております。ですから、先ほど議員が申された145haについては、貸し付けの希望面積でございますので、実績数値ではございません。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 145haは貸し付け希望面積で今言われたと思うんですが、58経営体の241haというのは借り入れたいよという面積で、その貸し付けた面積は145ということで、241haのうちの145haがマッチングしたということで、あと100haについては、宙に浮いたといひますか、借りた人がおらんので、そのまま中間管理機構も保留といひますか、預かつたらんというような解釈になるんでしょうか。それと、28年度については、県より配分があつたということで、これから、その配分をしていくということですが、28年度の米以外の振興作物としては、とりあえず飼料米でいくのか、WCSでいくのか、加工米かというような、この辺の重点的な作物の選定についてはどういう考えでおられるのか、今からJAと相談しながらやっていくということですが、行政報告の中では、米粉用はかなり面積も10ha以上減つてたわけですが、飼料用米なんかは4倍ぐらいに伸びてたし、WCSにしても



順調に伸びているということですが、WCSについては、これも梱包する機械等も対応が必要になるんじゃないかと思うわけですが、その振興作物によっては、そういう機材がまた必要になるということもあります。この辺の手当でも考えながら、28年度の振興作物、米以外のものについては取り組んでいく必要があるかと思いますが、まだ28年度の取り組みについては、これからということなのか、それとも県から配分は来ているということですので、水稻作付面積にしても、それ以外のものについても、この農閑期には、ちゃんとした配分をせにゃいけないのですが、この辺について、どういう取り組みを今からされるのか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 来年度の経営所得安定対策のことをございます。今年特に飼料用米、加工用米が増えております。逆に米粉用米が減ったような状況でございます。というのは、昨年、米価が下がりました。主食用米の価格が低迷しておりました。本年度飼料用米や大豆に振り替えられた農家が増えてきております。今年も若干昨年よりは米価は上がりましたが、主食用米以外の非主食用米についての取り組みについても、来年に向けての取り組みも考えていきます。特に加工用米、飼料用米についての増加を見込むように考えて進めていきたいと考えております。それと農地中間管理事業の話ですが、貸し付け希望面積は145、貸し付け希望者数が212人で、面積は145haあります。借りたいよという希望者数が58経営体で、面積が241でございます。現在まで、2つの法人さんについては、まだ報告されてませんので、現在までは48ha実際報告で、転貸の面積は48haでございます。予定を含めたら、97haとなっております。97haが最終的な数字になるのではないかと考えております。それと、先ほど質問のありました耕作放棄地の面積でございますけど、ちょっと今手元に資料がありませんので、お答えはできません。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 非主食用米は、加工米等を中心に今から増やしていきたいということですが、一方、野菜については、この間、芸北のほうから、バス便を利用して舞ロードの産直市へというような形で、芸北の人も喜んでおられるというような、きたひろネットの放映でしたが、野菜振興については28年度はどういう取り組みをされるのか、当然水稻とあわせて高齢化が進んでいるということの中で、大規模農家の野菜の生産者ということは期待できないという部分もあるかと思いますが、当面、きたひろネットの放映では、芸北ではバス便を利用して、こっちへ出荷されているということで、芸北コーナーもあそこへ設けてあるということで、伸びる要素はあるのかなという感じもしますが、物さえあれば何とかかなりそうなの形の中で、特に芸北と野菜づくりとの関係はどういう考えでおられるんでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 野菜振興のご質問でございます。水稻に限らず、野菜振興も推進していかなくてはならないとは考えております。芸北地域に限らず、大朝、豊平、千代田においても、JAと連携させていただきながら、野菜振興については取り組んでまいります。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 野菜振興もあわせてJAと相談しながらやっていくということでしたので、あくまでも北広島町の場合は基幹産業は農業ということですし、水稻プラス野菜という形で、農業振興絡めた農家所得の向上について、28年度も取り組んでいただきますように要望いたしまして、私の質問は終わります。

○議長（加計雅章） これで中村議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。2時35分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 21分 休憩

午後 2時 35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に入ります前に、先ほど中村議員の質問に対する答弁漏れがありますので、これを許します。農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 先ほど中村議員から質問を受けた3点について補足説明させていただきます。まず、1点目、農地中間管理事業の面積のことです。残りが17.5haマッチングできておりません。続いて、不作付地、今年不作付地のご質問がありました。自己保全管理、調整水田の面積ですが、306.38haです。もう1点です。来年度の非主食用米の生産拡大についてのご質問がありました。まず、WCS用稲ですが、今年、全体で51haでございまして、来年60haを目指して、耕種農家とマッチングしてまいります。続いて加工用米ですが、今年27.2haですが、来年28年度は32.2haを考えております。続いて飼料用米ですが、これについては、今年40.3haですが、来年においても40.3haを見込んでおります。これについては、飼料用米については、広島市農協さんのほうが取り組んで、できてませんので、北部農協管内での考えとして40.3haを目標に推進してまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） それでは次に、17番、宮本議員。

○17番（宮本裕之） 17番、宮本裕之でございます。さきに通告しております大綱2点についてご質問をいたします。質問の1点目は、北広島町農業振興大会の成果と今後の農業課題を問うものであります。合併後初めての試みとなりました北広島町農業振興大会は、多くの行事が重なる中にもかかわらず、農業関係者を初め、多くの方々の参加をいただき、盛会に開催することができました。講演をいただきました長野県川上村村長藤原忠彦様には、全国町村会長という重責を務めておられる中、講演を快く引き受けていただき、感謝の気持ちでいっぱいあります。今回の講演で、特に印象に残った点は、1点目、土地には、風土・風習・風味の3つの風があり、運用は、その土地土地の風に即さなければならない。2点目、村づくり、まちづくりはアートであり、真っ白なキャンパスに自分や住民の夢を描くことである。3点目、地方行政にできないことは何もない。やる気になれば犯罪以外は何でもできる。こういった内容の講演には、首長としてあるべき熱い意気込みを感じました。本町の農業青年の皆様のパネルトークもそれぞれの分野での頑張りや活躍が報告され、将来の夢も熱く語っていただきました。本町農業の未来を背負う担い手として、また立派な指導者として、大きく羽ばたいてもらいたいという願いがあります。本当に有意義な発表だったと思います。そこで、今回の北広島町農業振興大会を開催して、どんな成果があり、今後、これをどう生かしていくのか、お聞きいた

します。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） どんな成果があり、今後どう生かしていくのかについて農林課からお答えします。次世代を育む、をテーマとしまして、11月20日に開催しました北広島町農業振興大会には、関係機関を含め、約260名の参加をいただきました。川上村での取り組みについて、藤原村長から標高1270mで、年間の平均気温が8.1度の標高が高く寒い高冷寒村から、この寒冷地の環境がレタス栽培に最も適していることを利用し、レタスの産地づくりを中心とした農業立村への取り組み、また、三風、風土・風習・風味のふるさとづくり、教育、ふるさとを育む教育の取り組みによる地域づくりのキーワードなどの内容の講演をお伺いしました。また、町内各分野の5人の若手農業者の方から、次世代を呼び込むためには、これからの夢などについてパネルトークを行いました。農業者、住民、関係団体が一堂に会して、講演及びパネルトークを通じて、参加されました皆様方それぞれの立場で、今後の北広島町の農業について考えていただいたことが一番の成果だと考えております。川上村での取り組み及び若手農業者の意見等を参考にしながら、大会のテーマであります、次世代を育む、の実現に向けまして、また、本町の農業及び地域の活性化に向けて、今後取り組んでまいりたいと考えます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 農林課長から、成果があったというお答えをいただきました。当日は、JAの広島県大会も開催される中、またほかにも行事があり、260人からの方が来ていただいたと。私はこれは、皆さん農業に対する危機感を持っておられる。本町農業を今後どうあっていくべきかという、そういった危機感に対する私は参加者だと。あそこに集まれた方は、そういう思いを皆持っておられます。そういったところで、こういう成果が上がったということで、こうした大会は、私は定期的にも行ってもいいんじゃないかと思っております。毎年行えという意味ではありませんが、節目節目危機がある、今回、TPP交渉なんかも入ってますし、そういったことで定期的に行うお気持ちがあるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 定期的に開催するつもりはないかというご質問でございます。今年開催させていただいて、来年度については、今、計画をしております。今後の開催については、農業情勢等見ながら検討してまいります。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 来年は、私もそんなに毎年せんでもいいと思います。ただ、検討してまいりますという答弁というのは私好きでないですよ。次回の開催を考えておりますというような答弁にしてほしいですね。どうですか、農林課長。それは後でいいんですが、今大会を通じて、見えてきた本町農業の目指す道と申しますか、あるべき姿、こういったところをどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） いかにか次世代の後継者を確保していくか、今後の北広島町農業の目指す姿と考えております。川上村においては、レタス農家の農業所得の平均が2500万円で、若者が大学を卒業して農業後継者となっています。次世代の後継者を確保するためには、農業所得の向上も不可欠であります。本町には豊かな自然を生かした魅力ある農業の可能性も多くあります。今後、産地の魅力づくり及び強化を図ることによる農業所得の向上、新規就農総合対

策事業による新たな担い手の確保を図ってまいります。また、高齢化に伴う耕作放棄地への対策も大きな課題でございます。農地の集積化を図るとともに、さまざまな取り組みについて検討を行い、地域内での担い手育成、確保をしていく必要があると考えます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 私が考えているところと少しニュアンスが違うんですが、やはり今おっしゃられたように、川上村の1戸当たりの所得を目指せというのは、なかなか農業においては無理だと思います。しかしながら、やはり他産業並みの所得を得ることは可能であります。そして年間労働時間も同程度であること、そして、そうした経営する方々が本町農業の大方を担うような農業構造を構築していくことが私は必要だと思っております。やはり今年、南方にできた農地組合法人中原と芸北地域の才乙、農事組合法人才乙、ここの組合長さんと話をしても、やはり先行き、不安視されておられます。才乙の組合長、お話をしたら、やはりこの才乙地区を守らにやいけんのだと。地域コミュニティをどうやって維持していくか、ここが一番大きな課題になってきております。ですから、私は集落法人とか大型個別農家、そこに小規模農家、兼業農家がバランスよく入った、やっぱりコミュニティがとれる地域づくり、これを私は、うちの町は目指さないかんのだと。全てが法人、大型農家に移行するということは、まだ大分時間かかると思います。でも最終的には、小型農家も兼業農家もいずれその土地を放す時が来ます。その時どうあるべきか、そういったことを今から真剣に考えていく、もう時期にきています。先ほど中村議員、T P Pのことを少し話されました。12月4日に地域農業集団の研修会が行われたときに、中四国農政局広島支局の加藤参事官、講演された中で、その後、いろいろ質問出たわけですが、T P P交渉からの脱退は可能かとか、いろんな意見書も出ている。加藤参事官言われるのには、T P P交渉は、政府内閣の問題であって農水省が口を出す問題ではないと、こう言われました。ですから、ここまで進んでいる交渉から脱退することは、これかなり難しいことであって、政権が変わったらどうかと、これはまず無理です。民主党政権の時の菅首相が最初にT P P交渉に入るという参加表明をされた。時の民主党政調会長前原誠司さん。この方、どう言っていましたか覚えてます。国民総生産の1.5%に満たない農業分野が、他の98%以上の産業の振興を阻害していると言ったんですよ。こういった発言をする民主党政権がまた政権をとっても、決してこれはT P P交渉を脱退するわけではありません。農業は、食料を生産するだけではなくて、地域の環境と国土保全ですね。これ多面的機能と言いますが、これを担っている大きな役割をしています。イギリスを初めとするEU諸国、これC A Pといって農業共通政策をつくってます。その中でも、デカップリングと言って、その共通政策から切り放した単一所得補償、結局、米、麦、穀物の価格が下がったときに、もうあなたたちの所得は補償しますから、遠慮なく作ってくださいという政策を打ってます。日本もこういった政策転換を図る時期にもう来ていると私は考えます。このことについても加藤参事官は、いろいろ農水省内で検討しますというような答弁でした。こういったことでT P P交渉、大変農業部局には、大きな課題と難問だと思いますが、ここで日本農業くじけちゃいかんと思います。まず、うちの町から頑張ろうという、若者のパネルトーク聞いても、みんなで元気で頑張っていくんだという意気込みを感じられました。この青年たちが将来のうちの町のリーダーとして、指導者として、やっぱり成功してもらわにやいかん。中には1000万近い所得を得る農業者も出てくると思います。そういった流れをぜひうちの町は目指すべきだと思うんですが、農林課長に問うても、なかなかきちつとはよう言っていないと思うので、藤原村長のこの地方自治運営を見

ながら、町長どのようにお感じになられたか、見習う点はどういう点があったんだろうかと、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 藤原村長、全国町村会長、本当に忙しい中来ていただきました。心から感謝をするところであります。私もいろんなお話も聞かせていただいたりしましたが、地域にはそれぞれの魅力があり、地域内の掘り起こし、見詰め直しを行うことにより、地域に合った取り組みを行うことが大切だと。長年にわたり一步ずつ前進をしてこられたことに深く感銘を受けたところであります。藤原村長も講演の中で、地方創生はチャンスであり、知恵の出どころであるとも述べられておりました。本町も川上村と同様に四季折々の豊かな自然、また他にも郷土芸能等多くの魅力があります。本町の魅力を生かしながら、今後、農業の活性化を初めとし、北広島町にあるものを大切にして、北広島町に合ったやり方で、さまざまな施策を通じて本町の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 藤原村長、職員から村長になるときに、自分が何をしたいかということを確認にその有権者の方に言われたとも聞いております。当時は、他の自治体がいろんなリゾート施設とか温泉施設とか、集客を何とか図ろうといういろんな取り組みをされている中、自分は違うんだ、この村は農業、高原野菜をつくって成功して、みんな農家が潤う村をつくろうということ宣言されて村づくりを始めておられます。だから、私は一番すばらしいと思うのは、やる気になれば何でもできると。極端な話、これ、その村長さんの言葉ですけど、まあこれ、犯罪以外のその前は、これ極端なんですけど、殺人、売春、人身売買以外は何でもできるんだと、そういう発言もされております。これはちょっと極端だと思うんですが、やはり地域に産業があり、しっかり稼げる環境があれば、後継者は育つと。こういった村づくり、地域づくり、村では30代で農業している人が全体の15%、結婚相手もどんどん来ますと、子供もどんどん生まれていますと。こういった地域づくり、村づくり、まちづくりをうちの町もできないことはないと思います。やはりここは、町長、真っ白なキャンパスではなかったんですよ。初めてのまちづくりのキャンパスに絵を描いたのは前政権です、竹下町長ですね。自分は、竹下町長とは違うまちづくり、ここに大きな柱をつくって、これから幹をつくるんだという大きな柱が欲しい。それを私は地方創生の中でつくっていく必要性をすごく感じます。いろいろ皆さんの答弁聞いてますので、その必要性を私は訴えたい。次は、副町長にお聞きするんですが、この講演のとき、実は東京出張されてましたね。聞いてないですよ。一昨日録画放送されてます。見られましたか。見てないですか。ぜひ見てください。やはり農業の難しいところ、どうやったら成功できるんかという、農業経験されてない副町長、ですから、この藤原村長の講演は見てください。そして、あと感想聞かせてください。よろしく申し上げます。ちょっと答弁があれば。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 今、議員がおっしゃられたように、藤原村長が来られたときには、町村長大会等のほうに出席するために東京におりました。ただ、本当にお忙しい方で、その2日前に町村長大会の壇上で、この藤原村長、会長としていろいろ役割を果たしているのを見ておまして、実は副会長の坂町長を通じて、明後日北広島町に行くからよろしくということ伝えてくれということ私に言うていただきました。そういう気配りもあるし、思いやりもあ

るということで、まず感銘を受けたんですけれども、さっき聞かれましたように、きたひろネットの放送は見ておりませんが、いろいろな文献等については読ませていただいております。農業振興という施策につきましては、本町にとって肝の施策であると思っております。それは長期的な視点に立って、将来に向かって投資をしていくというものであろうかと思っております。その取り組むべきことを、限られた財源の中で取り組んでいくということなんで、選択と集中ということがあろうかと思っておりますけれども、町長が先ほど申し上げたようなこと、どういうものに取り組むかということについて、町職員が一丸となって取り組めるように調整するかどうか、町民に対して、それを理解をいただくよう説明していくという役割を私としては果たしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 副町長、まだ赴任されて半年ぐらいでございますが、雲月山の山焼きにも来ていただいたし、おぼろげながらもうちの町の状況が少しずつわかっていただけてきたんじゃないかと思っております。しっかりと農業やってる人、方たちと対話を重ねながら、いかに農業で生計を立てることが難しいかということをしっかり実感していただいて、成長する農業、何が風土・風習・風味、この町が適しているか、そこら辺もしっかり知恵を出し合ってやっていくべきだと思いますので、一つ危機感を持って取り組んでいただきたい。そのことを切に要望して、次の質問に移らせていただきます。質問の2点目です。公共事業の展望と建設業の農業参入についてであります。公共事業は、その多くが社会基盤整備事業であり、公益のための施設建設工事であります。民間事業としては成立しないことから、公共性を考えたバランスのとれた投資が必要であると考えます。特に中山間地域におきましては、第1次産業など天候に左右される産業が主体で、過疎地を多く抱えている自治体にとって、公共事業は失業対策として雇用の面も期待されており、事業の削減は死活問題であります。さらには建設業者の倒産や規模縮小は、災害時の緊急対応や冬場の除雪に対しても十分な対応ができなくなってきております。本町には土砂災害危険箇所も多く点在し、道路改良の未整備地区や橋梁等の補強工事も今後ますます重要になってまいります。さらに工事受注が不安定な建設業には、新たな技術者を確保することも困難となってきています。安定的な公共事業の発注は、本町の社会資本整備と、安全・安心なまちづくりには不可欠と考えます。そこで、まず最初に、公共事業に対する町長の所見をお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 公共事業につきまして、財政課のほうからご答弁を申し上げます。公共事業は、町内のインフラ整備に資するだけでなく、中山間地域におけます地域経済の活性化、さらには雇用の安定、地域に貢献できる技術力の向上、後継者、技術者の育成に欠かすことのできないものと考えております。しかし、国、県レベルを初めとしまして、本町におきましても、道路改良等の公共事業が低迷をする中、倒産や規模縮小を余儀なくされるなど、経営状況の悪化や後継者の育成、雇用もままならず、このままでは地域経済の低下、人口減少など町にとって大きな打撃となる懸念がされるところであります。また、地元建設業者は、災害が発生した場合の緊急対応や除雪など地域貢献に果たす役割は大変大きなものと認識をしております。したがって、限られた財源を有効活用するため、新町建設計画、過疎計画などを基本としまして、事業の選択と集中、事業の平準化を図りながら、公共事業予算の確保につきまして積極的に取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 最初に町長の所見を伺いたかったわけですが、今の答弁が町長の所見であると解釈してよろしいですか。はい。公共事業は、この後聞くんですが、一時期、悪の典型的なものだというような思いをされた時期がありました。民主党政権になる前は、コンクリートから人へとか、何かわけのわからんようなキャッチフレーズを出して、人命、地域づくり、社会資本、インフラ整備の基本は公共事業がしなくては誰がするんですかということになるんですよ。コンクリートを打つのも人ですよ。そのコンクリートも耐用年数50年、60年経つと、もう劣化してきます。道路も舗装も10年もすれば、亀の甲羅になり、穴があき、毎年のようにタイヤの破損事故が起きたりもします。ここでお聞きするのが、合併後の当時の公共工事の完工高、それから現在における完工高、流利的にどのぐらいずつ推移しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 合併後の公共事業におけます発注状況と完工高の推移というご質問でございます。合併時から3年ごとに報告のほうをさせていただきます。件数は年度によりまして開きがございますけれども、完成工事高につきましては、平成17年度に約18億円、平成20年度におきまして約19億円、平成23年度が約15億円、平成26年度が約27億円になっております。なお、平成26年度においては、期限つきの大規模な建築工事などを優先的に行ったため数字が突出しておりますが、それを除きますと、およそ15億円から20億円で推移をしております。以上です。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 大体15億から20億円で推移しているという流れで、これは新町建設計画においても大体その計画どおりやられている数値なのか、また、新町建設計画の中における公共事業というものは、これ見直している中での流れなのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 企画課から回答させていただきます。公共事業、いわゆるハード事業につきましては、平成26年度決算の事業数ベースで、おおむね4割程度の進捗でございます。事業の見直しについては現在まで行っておりません。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 4割程度の進捗状況ということで、今日ちょっと私、計画の資料持ってこなかったんですが、かなりの道路改良とかあったと思います。これをもう10年経って4割ぐらいしかできてない。その予算の状況もある。限られた予算の中で、必要な部分に充当していくというのは、これはきのうの藤堂議員の質問にも答弁されております。状況はよくわかっております。そうした中で、今は県に準じた発注をされていると思うんですが、一番の問題は、指名競争、一般競争、総合評価方式、この3つで今行われているんですが、ランクの上位の企業が工事が少なくなってくると、もうこれ独占する可能性が高いんですよ。そうすると、ランクの低いC、D企業は、仕事が全く取れなくなる。こういった状況を防ぐ方法とか考えていかなければいけないと思うんです。このC、Dランクの企業の方というのは、農業災害とか河川災害、これはほとんど利益につながらない慈善事業のような公共事業をやりながらも、何とか民間の仕事やら小さい仕事を請け負いながら生計を立てている。Aランク、Bランクの企業と

というのは、やはりできるだけ大きな工事に参加して利益を取りたい、だから、Aランクの企業が農災なんかに入ってきてませんから。そういったところで、やはりこの総合評価方式の入札のあり方とか、指名競争のあり方、大きく県に準じてからする必要、私は要らないと思います。うちの町に準じて、やはりランクの低い企業も経営を維持していてもらいたい。と申しますのも、先ほども言ったように、どこの会社も規模が小さくなってるんですよ。従業員は減っている。新しい技術者を雇おうとしてもなかなか来ない。これ将来は本当緊急災害や除雪できなくなる可能性もあるんですよ。そういったことを防ぐためにも町として、そういったところに配慮する役割は大きいと私は思います。そこら辺を財政課長、どのように捉えておられるか、お聞きします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 入札制度のご質問であろうと思います。先ほど議員のほうからございましたように、当町におきましては、随時入札制度の見直しという制度改正を行ってきております。入札方式に総合評価方式というのを設けておまして、これにつきましても平成27年度から1500万から1000万円を対象を拡大して運用してきております。総合評価方式の採点の中には、除雪の実績とか、それから舞ロード等のボランティア活動の実績、さらに地域精通性という評点を設けて、この運用に当たってきております。また随時、この入札制度につきましても、今後見直しを行っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） ぜひとも町内の建設業者、もうほとんど淘汰された状況ですね。もう経営を諦めた会社、破産、倒産する会社、もう恐らくこれから先も、もうわしの代で終わりだという会社もあると聞きます。やはり何か寂しくなるじゃないですか。元気で、公共事業がある程度出て、そこで関連する会社、機材、そういったものが動くことによって経済効果も高まってきます。やっぱり人が動かないと潤いませんから。そこら辺しっかり要望しておきたいと思えます。次に、建設業の農業参入についてであります。2009年の農地法改正によって、耕作放棄地や遊休農地に農業参入する企業が増えてきております。また、公共事業の削減等で、農業参入する建設業者も増えております。現在、本町にも6社の農業参入企業があり、そのうちの1社は、建設業の農業参入であります。農地保全や多面的機能の維持においても、今後、企業による農業参入は重要になってくるものと考えます。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。建設業に限らず、農外企業の農業参入は、地域貢献と農地を守ることにつながることと考えるかどうか、お聞きします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 平成21年の農地法改正によりまして、一般法人等への農地の権利移動規制が緩和されております。農業参入企業が農地を借りることができるようになりました。これに伴い、地域農業の抱える課題解決を図る一つの手段として、その中心となります経営体に農業参入企業を地域の核となる経営力の高い担い手として育成し、農地の貸借等による利用集積が円滑にできるようにするとともに、特に担い手や営農組織のいない地域において、農業者等の理解を前提に、地域の波及効果が認められる企業の農業参入を推進していく必要があると考えます。現在、本町に農業参入しています6社の企業は、地域に密着して営農がされており、その中心経営体として、農地を守ることができ、地域の貢献につながっているのではないかと考えます。以上です。



○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 農林課長の答弁によりますと、これは農業参入、企業の農業参入は、地域貢献と農地を守ることにつながるという答弁であると思います。私もそのように思います。ですから、本町は、今6社の農外企業が入ってます。ほとんどこれは自社経営ですね。会社のほうが従業員やら社員を送って、そこで経営している。ある程度地元の人も忙しい時は雇っている可能性もあるんですが、葉草とかトマトとか、薬品会社とか食品会社が契約栽培というのをやっているところも結構多くあります。ただし、この契約栽培は気を付けなければいけないのが、いわゆる囲い込み、将来の資本主義、企業がその土地を独占して、自分の思うようにやるようになる可能性が出てくる。北海道なんかでもそういった事例が見られております。ですから企業が参入する時には、必ず地元の住民との話し合い、経営状況、そして企業側も簡単に農業に参入するんなら撤退してもらったら困ると、ユニクロなんかは農業へ参入して、2年、3年も経たんうちに撤退しているんですよ。大企業でも。理由としては、なめているんですね、農業を。きちっとした研修もさせないで職員を送り出して、失敗したら、もう撤退と。そういうことは今後起きてはならないと、うちの町では。そういうことで、これから外食産業とか食品加工会社というのは、恐らく入ってくる時に契約栽培というのをうたってきますから、ここを要注意して取り組むべき必要性があると思います。その会社の人が従業員使ってやりますという分は、それはある程度責任任せでいいんですけど、契約栽培方式に来ると、しっかりした基準をうたってきます。葉草なんかもそうなんですよ、秋田のカミツレとか甘草とか、かなり高い水準の基準でないと取引はしませんよということになると、作るほうも大変だから、諦めるという所もたくさん出ております。益田市、お隣の島根県、あそこは国営パイロット農地があつて、そこに葉たばこを栽培してたんです。それで葉たばこが、もうたばこがどんどんどんどん売れなくなって衰退していく中で、株式会社キューサイがケールを作ってくれということと、今8割以上はケールをその農地で作ってます。そういった中で、ここはうまく契約栽培もやってるし、企業は中に入ってもやっています。こういったところを見習っていく必要もあるかと思えます。そこで、最後の質問になるんですが、私は厳しい建設業者、今1社ほど入っておられますね、イチゴの栽培、観光農園。聞いてみると、来年5年になるんだと。何とか来年黒字に向けて頑張りたいという思いを聞かせていただきました。結構なことですよ。黒字になって、もっと規模も拡大したいと、いろんな作物もつくりたい、ブルーベリーとか、いろんなものを増やしていきたい。そういった中で、地元の建設業者がこういった農業産業に入る時、この国、県も含めて、町も支援策、支援事業というものがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 支援策の対策はあるのかどうかというご質問に対しまして、農林課からお答えします。集落法人を初め農業参入企業、認定農業者、集落法人等については、今まで経営発展志向と農地維持志向の経営体が混在して支援していたものを、県では、育成支援対象の経営体の見直しを行うため、経営発展志向のある担い手を重点的に支援することにしています。このことにより、地域の核となる経営発展を志向する、規模拡大を希望する意欲のある地元建設業の農業参入が経営力の高い担い手に位置づけられることとなれば、経営指導や制度資金融資等の支援や補助事業など、経営発展段階に応じた各種支援の対象になると思われまます。町としましては、これらの地元建設業等が農業参入に意欲があれば相談を受けてまいりたいと考えております。また、新たな支援対策の考えでございしますが、今後、国の政策による支援策も含

め、情報を収集してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 支援策どんどん取り入れて、建設業のほうにもぜひとも投げかけていただきたい。業者の方へ。と申しますのも、小泉政権の時の公共事業の圧迫で、当時は800万近くいた建設関係労働者は500万ぐらいに減って、自殺した人も物すごくおるわけです。そうした中で、農業に参入して頑張れる余力のある建設業者ってそんなにないんです。借金はあるけど、別分野にトライしようというぐらい、それぐらいパワーがある建設業者もなかなかないと思います。そこで、やっぱり町も支援する、こういった支援事業もあるということを書いていただいて、やる気になれば、この豊平建設さんは、農業をしたいから、うちの会社に来てという人で募集してきた人が今農業に入っているんです。ですから、従業員を使ってやるということにも有利な点はあります、確かに。重機も扱えるし、工程監理、品質管理は任せてくれという、農業もやったこともある人もおると思う。そういったことを有利に運ぶこともできます。ですから、しっかりこういった支援策あるし、町も新たな支援策をつくったから、農業分野に進出してはどうかと、提供する方もこれだけおるよと。だから、提供者のほうも考えて、もううちは農業やりたくない、土地は余ってる、使ってくれというところがあれば紹介していくような流れをつくっていくべきだと思います。最後に、これは余談になるんですが、昨日、NHKでクローズ現代、移住1%戦略が地方を救えるか、というのをやってました。見た方もおられると思います。この本を基にしたクローズアップ現代と言うドキュメンタリーで島根県の邑南町取り上げられてますね。出羽地区の900の集落が今一生懸命取り組むことによって人が帰ってくる、増えている。こういったところもぜひとも参考にして、何をしてるか。鳥取県、島根県が一番この5年間で、県内に入ってきた県なんですよ。何がというたら、危機感があるわけですよ。うちの町にももっと危機感を持って、やるべきことはたくさんある。そこをしっかりと執行部の方、頭に入れて行政しっかり取り組んで、私たちもいきましょう。以上で終わります。

○議長（加計雅章） これで宮本議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。3時35分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 22分 休憩

午後 3時 35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。本日の一般質問では2点伺います。第1は、TPP交渉からの撤退を国に求めるよう質問します。10月5日、TPP参加国は大筋合意、11月5日には協定案が発表され、TPPの全容がほぼ明らかになりました。大筋合意では、国会決議で聖域とした重要5品目での関税撤廃等が含まれており、決議案であることは明らかで

す。それに留まらず、5項目以外の大部分の農林水産品についても、かつてない大幅な関税の撤廃、引き下げを約束するなど、我が国の農林水産業に深刻な打撃を与える大幅な譲歩を行っています。さらに協定案では、我が国が関税を撤廃しなかった品目についても、T P P協定発効から7年がたった後に、農産物輸出国と協議するという条項が入っており、今回は関税を残した各品目でもさらなる開放が迫られることとなります。そこで、最初に大筋合意及び協定案について町長の所見を伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 情報提供が全くされてない中で、今回の合意は幅広い分野に影響を及ぼすとともに、農林水産業においては深刻な打撃を与える懸念があります。このことは食糧自給率の低下を招くと共に、美しく活力ある農山漁村の構築が妨げられ、地方創生を推進する上で支障となるものと思います。国は、T P Pによる品目ごとの農林水産物への影響を先般発表したわけではありますが、合意の内容や具体的な影響の説明がいまだ不十分であり、具体策も示されておりません。農林水産大臣は、T P Pが大筋合意したことを受けて、合意内容を農林漁業に携わる方へ丁寧に説明し、重要5品目においては十分検討し、しっかり対応していきたい。それ以外の品目についても適切に対策を講じていきたいと述べております。また、総合的なT P P関連施策大綱が総合対策本部で決定をされましたが、T P Pの影響対策をどう適切に講じるのか、関連する施策の効果はどのようにあらわれるかなど、その内容は、まだ不透明であります。今回の合意による影響は、地域によって多様であり、その農業振興対策は地域の実情に最も合った具体的な対策を講じるべきものであると考えます。今後、農業者が意欲を持って、再生産できる所得補償のような対策を要望していきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 最初は、深刻な打撃を与えるということでしたが、政府がさまざまな対策をとる、それによって考えを改めるのかなという印象を受けたんですが、そういう内容なのかどうか。2年前の12月議会の一般質問では、町長は、非常に危惧している。今回の最初の言葉と合ってます。農村自体が崩壊する、安全保障の面からも許すことができないと答弁し、農業者団体等とも協議しながら、できる運動について進めていきたいと答弁しました。そこで、その2年間、いろいろな団体と協議をしたのか、また、どのような運動行っているか、お答えください。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 毎年開催されます全国町村会長町村会において、T P P交渉に当たっての重要5品目等の聖域確保に万全を期するよう強く要望しており、先般、11月18日に開催されました全国町村長大会においても、T P P協定に関する特別決議を満場一致で採択したところでございます。このことを受けて、政府に対し、農林水産物の品質の安全性に対する国民の理解を深めるとともに各種施策を講じることで、農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるよう、決議内容の実現を要請しました。また、J A初め各協同組合とも協議を行い、それぞれの期間で反対運動を進めてきたところでございます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 町村会等でやったということですけども、J Aもそれぞれの団体の中に入っているといますけども、あまり聞かないんですよ、このT P Pの取り組みについてはなかなか聞かない。それで実際にどういうことが皆さん思っているのか、よく引用されますが、10

月28日の日本農業新聞による農政モニターの意識調査結果では、大筋合意は国会決議に違反すると考えたのが69%、また11月15日の共同通信社の全国知事市町村アンケートでは、反対が36.9、賛成23、どちらでもないが残りです。この結果に対して、町長の所見を伺いたいと思います。そして安倍首相は、例外的に関税を残し、国会決議守られたと述べていますが、町長は、国会決議が守られているとお考えなのか伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 農林水産物については、関税の即時撤廃となるものだけでなく、時間をかけて、関税削減や輸入枠拡大となるものがあり、長期にわたるさまざまな影響が懸念されると思っております。農業は、本町の基幹産業であることに加え、国土保全、水源涵養、自然環境保全など多面的機能を有しており、その利益は、広く国民全体が享受し、持続的に発展していくことが必要であります。国会決議が守られたかどうかにかかわらず、国は懸念される影響などの状況把握に継続して取り組み、国の責任において、その影響を食いとめ、農業者が意欲と希望を持って経営に取り組めるよう万全な対応を求めていかなければならないと考えております。まずは、こうした農業者の大きな不安や懸念を払拭することが何より重要だと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 影響は深刻けれどもということですが、国会決議が守られているかどうかというのは非常に重要なんです。それにもかかわらずということは、やはり判断をされていると言わざるを得ません。国会決議では重要5品目などは聖域として、除外または再協議として、それが確保できないと判断したときは脱退も辞さないと明記されてます。しかし、5項目の関税分類で、3割の174品目で関税を撤廃しています。こういうことでは、国会決議が守られていない、そこから物事は出発するんです。さらに決着しているのかどうか、先ほどTPPを前提とした話がありました。しかし安倍政権は、後は国内対策だと終わったかのように言っていますが、大筋合意は最終決着でなく、決裂しなかったと装うための見切り発車の合意にすぎません。協定文も協議中で、関係国での国民的な論議も、国会での承認、批准もこれからです。アメリカの共和党の上院財政委員会ハッチ委員長は、嘆かわしいこと不十分だと、難色を示し、民主党の有力な次期大統領候補であるヒラリー・クリントンさんも反対しています。米議会は、TPP大筋合意を認めず、再協議を求めるかもしれません。経済専門誌は、TPPはゴールどころか、まだスタート地点にすら立っていないと言っているのです。それでも町長は決着しているとお考えでしょうか、伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） このことについては、これまで反対の意思表示を全国町村会長会等でも行ってきたわけでありまして、先ほどありましたように、今年の11月18日に全国町村長大会がありましたけれども、その中で、特別決議として、今後の対策について十分な対策をとるよという内容の決議をさせていただいたところでもあります。先ほど宮本議員のほうからも少しありましたけれども、非常に憤りは感じておりますけれども、国として、そういった大筋合意という中で、町村会としても、その対応策をしっかりと充実してくれるよう国に要望していこうということに整理をされたということだと思っております。私もそうすべきだというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 万全な事後対策と言いますけれども、その中心は、規模の拡大と品質格差

による輸出の拡大が中心です。農地の基盤整備も最も影響を受ける中山間地でなく、これまで以上に大規模が可能な地域、農村に限られるでしょう。さまざまありますが、今、地方創生のかげ声のもとで、中山間地では生き残りをかけて必死に頑張っているときです。これに大打撃を与え、無にするTPPは何としても撤回させなければなりません。TPPは国会決議に違反し、まだ決着もしていないのですから、今こそ北広島町を守る責任者である町長として、全国町村会では条件闘争に入ってますから、そうではなくて、きっぱり撤退しようということを町長として国に求めるべきではありませんか、伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほど答弁したとおりであります。中山間地域、条件不利地でありますので、当然、そうしたことも考慮して所得補償、ヨーロッパではそういう考え方のもとに制度設計がされておりますけども、そういったものを要望していかなければならないと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 所得補償等は必要ですけども、それができるならば、既にやっていいじゃないですか。TPPで苦しめておいて、その打開策のような対策としてやるべきものじゃないと思います。きっぱりと撤回すべきだと。町長には、北広島町を再生し、町民の命と暮らしを守る責任があります。にもかかわらず、国に対して、きっぱり物は言えない、これは極めて残念であります。そのことを指摘し、次の問題に移ります。もう1つの点は、あと1年、町長公約は守れるのかについて伺います。箕野町政の任期もあと1年となりました。そこで町長の公約が守れるのか伺います。最初に、町民の立場に立ち、町民とともに進めるまちづくりのためのまちづくり条例の制定ということについて伺います。昨日の答弁では、長期計画をつくる中で、あわせて進めていくとのことでしたが、条例の制定について、今までどのような努力をし、どのようなスケジュール、体制で行うのか、これから。少し詳しく説明をお願いします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 企画課から回答させていただきます。現在、町では集落調査や集落活性化事業、元気づくり推進事業などにより、住民と町が協働で地域おこしを行うさまざまな事業を展開しております。住民の皆様が主体性を意識して取り組める効果的なまちづくり対策を実践をしております。まちづくり条例の制定につきましては、今後第2次長期総合計画策定に当たり、住民と町の協働によるまちづくりを目指す上で、まちづくり総合委員会や住民の皆様から幅広く意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 長計でやるということですが、まちづくり条例の制定は町政運営の民主的ルールを確立するということでもあります。箕野町長の選挙のときのパンフレットあります。この町長の選挙時のパンフレットには、町民や職員の意見を大切にして大いに議論し、町の将来像を作成共有化する。町民と知恵を出し、町民の力を結集して、魅力ある民主的で元気な町にしたいと書いてあります。しかし、箕野町長のこれまでの町政運営を見たとき、この約束が守られていないのではないかと考えざるを得ない出来事がありました。一つは温水プールです。温水プールは多額の建設費、維持費がかかるのに全町民が利用できないとの批判が湧き起こり、町議会も承認していませんでした。にもかかわらず、町長は、議会で決めていないことは驚き

だ。しかし温水プールは進めさせてもらおうと決断をしたのです。しかし結果は、財政が厳しくなる中で、将来にわたって、毎年3500万円もつぎ込みながら、千代田地域以外の方はほとんど利用できず、利用者も目標の半分にとどまっています。そこで伺います。これが町長のいう、町民の立場に立ち、町民とともに進めるまちづくりなのですか、お答えください。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） プールの案件につきましては、これまでもいろいろ議論をさせていただいたところであり、既に前に進んでいく状況が全て整っておる中で、いろいろ議論もしたわけですが、町民のアンケートもとらせていただいて、最終的に北広島町千代田地域の小中学校のセンタープール機能と町全体の温水プールという位置づけにおいて建設に踏み切らせていただいたところであり、

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 十分答えられてないと思います。前に進んでいくというのは整っていたと、とんでもない誤解です。誤りです。これは議会でも明らかになってます。アンケート、利用することが前提のアンケートでは答えられないという、157通しか返ってこなかった。うち32通は反対なんです。そういうことの中で進めてきたんです。そして延々とお金をつぎ込んでいます。今言われた全町の温水プールになっていない。費用対効果考えたら最悪のことじゃないですか。そういうこと指摘したいと思います。2つ目、来年4月から豊平病院をベッドのない診療所にするという大問題です。常勤の内科医師が確保できず、経営が厳しいことはみんな心配していました。ところが突然、来年4月から入院施設のない無床診療所にするというのです。誰もが寝耳の水のことで、事前に町民の意見を聞くことも議会に説明もありませんでした。このような事態に対して、住民から、ここまで追い詰められては意見も言えない、しかしベッドのない診療所になれば、バスで1時間かかる安佐市民病院に行かなければならなくなる。特養のゆりかごでは、病気になったら、どこに入院すればいいのか、何とか入院施設を残してほしいとの声が今急速に広がっています。今回の豊平病院の問題は、町民の声を聞き、町民の立場に立ち、町民とともに考えていけば、別の選択肢もあったのではないかと考え、少し踏み込んで質問をいたします。私は、11月18日の全員協議会で明らかにされて以降、病院が無理でも、せめてベッドのある有床診療所を選択肢の一つにできないかと各方面の意見を聞きました。有床の診療所とは、ベッド数19以下の診療所で、平成25年1月時点で、全国に9471施設、広島県で149施設あります。多くは、1人の医師で診療し、気軽にかかれる身近な入院施設で、かかりつけ医として気軽に医療相談できます。病院に行くほど重症でないケースや、病院への入院待機、在院日数の短縮化が進められる中で、病院退院後の治療もできる診療所で、農村地域や人口過疎地域では地域医療の中心となっているのです。そこで12月1日の全員協議会で有床診療所にできないかと伺ったところ、町長は、マイナスがさらに大きくなると答えました。そこで伺います。無床と有床で幾ら、何がどの程度赤字が増えるのかお答えください。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 昨日も、このことについてはある程度お答えをさせていただいたところであり、経営状態が悪くなるからというよりも、第一の原因としては、医師確保ができない、新たな医師確保ができないということに起因するものであります。病院として継続するのが常勤1名で、来年度も継続していくことは不可能だと、体力的にも不可能であるという中で決断をさせていただいたところであり、有床の診療所にするにしても同じことが言えます。当

直等も当然要るということになります。そういう状況の中で判断をさせていただいたところがあります。先ほど、ほかにはいろいろ有床診1名の医師でやっておられるところもあるというお話でありましたけれども、その実態をもう少し見ていただければというふうに思いますけれども、かなりの人数を診療している診療所ではなかなか難しい状況があるというふうに思っております。病院の院長である医師とも相談した中で、そういう決断をせざるを得なかったということでもあります。9月までは新しい医師が確保できるという見通し、可能性も少しあった。その交渉を続けていたということで、急遽の話になったわけではありますが、最後まで来年4月からの医師確保に向けて可能性を追求していた、努力していたということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。また、無床診療所という苦渋の選択をしたわけでありまして、これから先も豊平地域の皆さんを中心にしっかり利用させていただきたいというふうに思っております。ちなみに、数字的なものがどうかという質問もありましたが、主な原因としては医師確保の部分であります。ですが病院として、もし来年度も、その前に今年度が今回議案で1億2000万の繰り入れをお願いをしているところでもありますけれども、最終的に2億3000万円程度の持ち出しになるというふうに想定をしております。病院のまま、このまま、もし継続できたとしても、体力的にそれは無理だということでもありますけれども、机上の計算でいくと、3億ぐらいのマイナスにはなるのではないかとというふうに考えられます。有床の診療所にしても、これは昨年度1回試算をしたことがあります。病院で継続していく以上に有床診療所のほうがマイナスが大きくなるということでもあります。有床診療所では19床ということで、病棟の規模は縮小するわけでもありますけれども、国からの交付税等がかなり減ってまいりますので、そういう結果になるということでもあります。いろいろそこは数字的な話ではありますが、最終的には医師の確保の問題で結論を出させてもらわざるを得なかったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 数字の問題出ませんでしたので、有床にした場合は、病院を続けていくよりも、さらに大と。全然納得できないんですけど。平成28年度無床診療所収支計画というのを全協でいただきました。これは無床診療所です。これには補助金とかも含めて、診療所の分しか入ってません。その上で、1億8729万がマイナスになるというふうに書いてます。これがなぜ3億になるのかという理由がわからない。もっと増える、3億以上になるとか。例えばこの1億8000万何がしかの中で、施設を管理する、器具を管理するために約1億円必要です。これはどういう状態でも必要です。続けていく限り。また元金と利息の返済に、きのうもありました、7300万。合わせて1億7500万がどんな状態でも続けている限りは返さなくてはいけない、必要だ。無床診療所はそうなっている。有床になったら、これが倍近くになるとは何とも理解はできない。先ほど試算があったように、有床にした場合の赤字がどの程度になるか試算されたことがあるというふうに聞きました。事務部長に伺います。有床にした場合は幾らになりますか。

○議長（加計雅章） 豊平病院事務部長。

○豊平病院事務部長（佐々木靖志） 現在、資料持ち合わせておりませんが、2億1000万円程度だったと思います。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 先ほど町長が病院以上に赤字になるということで、3億以上との話でした

が、実際に試算をしてみれば、2億円ちょっと。若干、無床よりも多いですけども、そういう数字です。そこは正確に見る必要がある。逆に入院施設があれば、外来も増え、収益増で赤字が減る可能性もある、そうしなくちゃいけない。ということがあります。可能性があるということです。もう一つ、今、町長も言われました医師の問題です。どう確保するか。有床診療所は、当然2～3人の場合もあるでしょうし、19人の場合もあるでしょう。ですから、全て1人というふうにはなっていませんが、重篤な患者が入院する病院とは異なって、19床以下の軽症と中等症の患者が入院しており、当直はパート医師でも可能です。そのため、これまで決断してもらえなかった医師にも承諾してもらえるんじゃないか。病院では無理だが、有床の診療所なら時間をくれてやっていいよということがあるかもしれない。実際に、先ほどありましたが、昨年9月からの話の中で、非常勤なら承諾の可能性もあった人が1人いた。しかし非常勤ではだめだから常勤だということだめになった。きのうの答弁では、2人常勤でもだめなような話です。そこで、実際に医師の確保はどうなのか、県の健康福祉局医療介護人材課長の所に行き、意見交換をしました。今が一番苦しい時だと。平成33年には広大のふるさと枠から確保が可能になるかもしれないと説明されました。また有床診療所は何人の基準なのかということも聞きました。すぐわからなかったのですが、後から来ました。管理者である常勤医師は必要とはしていますが、一般病床のみの場合は、医師も看護師数も規定はありません。宿直等の看護体制は確保する必要があるとは書いてあります。課長からは、地域の皆さんの支援が一番だと。ぜひ医療従事者を応援してほしいというふうに頼まれました。そこで伺います。その診療所になることを決定してから、医師派遣の要請は行っていますか、有床でどうですかということも聞いていますか、どちらでもいいですから、お答えください。

○議長（加計雅章） 豊平病院事務部長。

○豊平病院事務部長（佐々木靖志） 話がちょっとごちゃごちゃになっているところがありますので、前に戻ってお話しますが、今お話しした有床診療所の2億1000万円という赤字については、平成25年度の病院としての決算と比較して、そのときはマイナスが1億円でした。有床診療所にした場合よりもよほど赤字になるということで、有床診療所は選択できないという話が出ました。それから医師の募集、就任依頼につきましては、とにかくずっと9月末までは行っております。今現在も民間の業者とかはずっと出しております。募集をですね。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 平成25年の決算と比較をしてないんです。平成28年度の予想と私は比較をしている。医師は9月までは行っていたと、9月じゃない、診療所になってからだったら、10月じゃないですか。現在も民間、民間じゃない、医局に行ったかということなんです。そこを聞いたんですが、やっていない。実際にはネットでやってるだけで、その有床でやったらこういう条件変わりますよということは伝わっていない。県の課長はそういう感じで言っていました。さらに当直のみのパートでも協力してもらえないかということをお山県郡医師会にお願いしたことありますか。いかがですか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 山県郡の医師会のほうには、豊平病院の状況等も相談させていただきながら、協力をお願いをさせていただいてきたところでもあります。学校医とかいろいろ協力はさせていただいておるところでもあります。当直につきましてはなかなか難しいということで、非常勤医師にある程度お願いをしていたところでもあります。



○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 病院の時代の話じゃないんですよ。有床の診療所となったときに条件が変わる。先ほど言ったとおりです。そういう点で働きかけをしなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。私は、住民の皆さんや議会も町と一緒に医局に行って、心から実情を訴え、医師派遣をお願いすべきだと考えます。給与などの見直し等できることは何でもやらなければ将来の豊平の医療は守れないということです。あらゆる可能性を掘り起こして、当直医師をパートで確保してでも、入院施設のある有床の診療所にすべきではないか。先ほどの話では全然意欲ありませんが、もう一度伺います。町長に、どう思いますか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 繰り返しになりますけども、医師確保が来年4月以降新しい医師が確保できないという中で、病院継続並びに有床診療所にするということは断念をせざるを得なかった。高山院長と協議をする中で、そういう結論に至ったということでございます。规则的に1名の医師でできるということかもわかりませんが、実際に19名なりの入院患者を担当医として見ていくのは常勤医師になるわけでありまして、24時間体制でやっていくということになるわけでありまして、非常に現実問題厳しいと、体力的に無理であるということの中で、決断をせざるを得なかったということでありまして、来年の4月からは無床診療所ということで方向としては出させていただいておりますが、それにしても、常勤の医師1名は要るわけでありまして、そういった、引き続きやっていただけるということは非常にありがたいことでもあるし、感謝をしながら、一緒になって盛り上げていかなければいけないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 高山医師にこれ以上の無理は押しつけられません。ですから、いろんな形をとって、考えてみるし、働きかける、町民もみんなやってるのだと思うんです。なぜ有床の診療所を残さなくちゃいけないかと言いますと、そもそも国は、基準病床数制度によって、地域ごとの基準病床数を決めて、これを超過する地域には公的医療機関等の開設や増床を許可しないこととしている。北広島町を含む広島二次保健医療圏の基準病床数は1万1973床で、現在その1割、1344床超過しています。ですから、今無床診療所にし、一旦ベッドを返上すれば、再び取り戻すことはもうできなくなる、今の制度では。そこが一番大事なんです。そこで提案ですが、広島市との医療連携を強めて、医師派遣とともに、例えば安佐市民病院附属の有床診療所にするなど協議したらどうかと思います。事務部長に伺いますが、その可能性及び過去検討したことはありませんか。伺います。

○議長（加計雅章） 豊平病院事務部長。

○豊平病院事務部長（佐々木靖志） 安佐市民病院との協定につきましては、当院に来ていただいております土手副院長ともお話をしたことはあります。ただ個人的にお話をしただけで、市との直接なお話なんかはできておりません。それにしても、市との協定を結ぶまでにはある程度の期間が必要だと思いますので、その3年なり5年なりの期間をどうやって医師を採用するかというのが問題だと思います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 今のことにつきましては、私も一つの可能性があるというふうに思っております。これまでも松井市長にもお願いをしたり、担当部署のほうへも行ってそういうことが

できないかということも検討をしたところでもあります。ですが、今、事務部長が言いましたように、とても来年の4月からというような体制にはならない。まだまだもう少し、何年か時間が要するだろうと。お手伝いに少しだけ来てもらうという、今土手先生等来ていただいておりますが、そういった形は、今でも可能でありますけども、もっと本腰を入れて、医師派遣みたいな形での対応というのは、やはりまだ年月がかかるということで、来年の4月からの対応には間に合わないということで、判断をさせていただきました。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 本腰入れてほしいんですね。両方ね。この可能性がゼロではないということはわかったんです。ちょっと時間かかるかもしれませんが。それは調整あるでしょ。まだ、それまでの協議をする中で、医師の派遣をさらに強く求めることができるんじゃないか。先ほどこよっと有床診療所のことがあったので、少し紹介しますが、公立で県内唯一一つあるんです、有床の瀬戸田診療所、1カ所ですが、聞いてみました。この診療所は以前50床の県立病院でしたが、2008年に県から尾道市に移管され、19床の尾道市民病院附属診療所として入院、外来、訪問診療、訪問看護を一体として地域医療に当たっているそうです。常勤医師は2名ですが、看護師は11名、事務員2名で、嘱託の放射線技師1名で運営しています。当直は看護師全員が交代で当たり、医師1人は連絡があれば、すぐに駆けつけることができるようにしています。内科のみで、重篤な患者は他の市民病院で対応しています。こういう例があります。それで、今広島市との関係ですが、現在、広島市は、周辺23市町と広島広域都市圏構想、これを進めています。来年3月には議決し、協定を結ぼうとしています。しかし現在協議している46事業には医師派遣の連携はありません。これはどちらがつくったってあるんですが、広島市が元気になる連携なんです。そうでなくて、周辺が元気に連携こそ必要でないかということ正面から市長と談判してはどうでしょうか。そして新たに、これに加えなくてもいいですけども、別枠でもいいですから、そういう連携をとっていく必要がある。周辺市町が元気になるための広島広域都市圏とするため、安佐市民病院との連携を北広島町から強く要請すべきだと考えますが、企画課長と町長に伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 今言われました連携中枢都市圏制度、広島市を中心として、半径約60Kの圏内の市町が連携をして経済の活性化等に取り組んでいこうというものでございます。したがって、メニューとしましては、その全ての市町にほぼ当てはまるであろうというメニューを上げていきながら、それを今協議しております。今、議員も言われましたけども、その個別の事案につきましては、例えば、この連携をして進めていく中で、今後個別にさらに深めたものやっていくという形でないと、この件については連携の中核都市圏制度の中では難しいというふうに思います。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 何か人ごとですよ。町内で起きている話じゃない感じですよ。直ちにやったらいいじゃないですか。そういうことが今求められているわけです。町長から答弁がなかったんですが、後で聞きましょう。にもかかわらず、こういう努力をしながら、にもかかわらず、来年4月までに万一医師確保ができない、そういう見通しが立たないとなれば、一旦有床診療所にした上で、病床、ベッドを休ませるという選択肢はないのか考えました。将来の豊平地域の医療を守るためには、何としてでも必要なベッド数を確保しておく必要があるからです。

そこで有床診療所開設の許認可を担当する県の医務課長に聞きました。返事は、法的には休床というものは無いが、最初から休床を前提にすることは困難で、できないと思ってほしい。現状ではできないという、でも、何とかならないかということを考えざるを得ません。博多にある有床診療所の全国連絡協議会、というのがあります。全国を束ねています。聞きますと、難しいが県によって違う。広島県はお医者さんが頑張っているの、直接聞いてみたらどうですかということを知りました。そこで早速、広島県有床診療所連絡協議会のある県医師会にその可能性について聞きました。すると、その担当者は、可能性はゼロではないということです。わずかでも可能性があるなら、あとは政治の力、世論の力です。豊平地域の皆さんの嘆願書も出しましょう、県会議員にも頑張ってもらいましょう、知事にも訴えようじゃありませんか。町と町民、議会が力を合わせて、考えられるあらゆる方法で働きかけようじゃありませんか。休床してでも有床診療所として認めてもらうことについて、町長の考えを伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 県のほうとも連絡をした中で、先ほど言われたように、最初からそういう休床での有床診療所への移行というのは認められないという返事をいただいております。それから、安佐市民病院とは、これからは今後も連携はますます深めていきたいというふうに考えております。安佐市民病院にも幾度となく通ってお願いをしたところではありますが、安佐市民病院自体も医師不足という中で、なかなか現実的には難しいということで、今の応援体制をご無理をお願いして組んでいただいておりますという状況であります。広島県全体が医師不足という状況の中で、一生懸命動かしていただきましたが、医師確保ができなかったということで、これについては申しわけないというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 県全体が医師不足と言われてます。しかし最近、この前ちょっと話がありましたが、医局の医師も、医局の判断でなかなか行ってくれないというのがあるんです。若い医師が田舎に行ったら勉強はできんということもあって、その本人の意思を尊重せざるを得ないということで、以前と違うんだと。しかし、その医師が本当にこの地域で、みんなに支えられて、地域みんなが応援してやっている地域で、ぜひ頑張ってくれないかということをお願いしてもいいじゃないですか。それも無い。非常に残念です。先ほどの連携ですけれども、広域都市圏になりますと、広島市には普通交付税と特別交付税で4億円毎年入ります。ところが北広島町には1500万しか来ない。広島市のために連携を組んでやっていく、この構想でいいのでしょうか。こちらにももっと元気になるような連携協定を結ぶと。以前、企画課長は、メリットのある、デメリットのあるという点で、デメリットのある協定は結ばないと言っていました。メリットのある連携をこれから考えていったらいいじゃないですか。そこを訴えたいと思います。赤字はほとんど変わらない、これに異議があるようですが、医師も条件が変わって確保しやすくなるじゃないか。入院もでき安心、さらには、今やっている定住・移住の条件も広がります。やはりベッドのない診療所になれば、その地域のお母さんやお年寄り是非常に不安です。必ず残さなくては行けない。さらに先ほど言った安佐市民病院附属の診療所になれば、最高の医療機関が豊平にできることになります。その可能性を残しておくためにも今頑張るときだと思います。豊平地域を守ることができないようでは、北広島町全体の医療を守り、充実させることはできません。今ずっと豊平病院の例を挙げて、町民の声を聞き、町民の立場で、町民とともに進めるまちづくりとはどういうものかということを実際の例として一緒に考えて

きました。情報を公開、共有し、決定する前に住民の意見を聞き、議会とも相談、協議することで選択肢が広がり、住民の協力が得られ、新たな活路が見出せるんじゃないかというふうに信じてます。にもかかわらず、町長は変わろうとしない。これが町民の立場に立ち、町民とともに進めるのかどうか、これとは大きくかけ離れていると思い、極めて残念です。豊平病院の例を取り上げ伺いましたが、町政運営の民主的ルールであるまちづくり条例は絶対必要で、町長の公約でもあります。制定に至る過程でも日常の町政運営に、今みたいなこと生かし、充実させていかななくてはなりません。財源に限りがある中で、何を優先していくかなど、町と町民が一体となり、協力してまちづくりを進めていく、これこそ、今、北広島町が求められているんです。再度、そのまちづくり条例、これからやるということですが、そういう点を踏まえて町長の考えを伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほど担当課長のほうからも答えましたように、このまちづくり基本条例、これについては策定をしていくということでもあります。町民と協働で、これからのまちづくりは進めていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった方向で進めてまいりたいというふうに思います。それから豊平病院のことですけれども、来年の4月から無床診療所になったとしても、全員協議会のほうでは資料を出させていただきましたが、初年度は、今の想定では1億8000万円程度のマイナスになるという想定をしております。しかし、豊平地域には、そういった拠点となる医療機関が必要である。ある意味社会インフラ、必要なものであるというふうに思っておりますので、それを残していきたい。ただ経営的にも2年度以降改善を図っていききたいというふうに思っておりますので、地域の皆さんの協力をお願いしたいというふうに思っております。地域医療を支える会も作っていただいておりますけれども、医師にあまり過度な負担にならないようなものを地域で支えていただくということでもありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 思いとやっていることが随分違う感じがします。必要だが、諦めてくれと、そうじゃない。ベッドがある、これが大事なんです。ここが分岐なんです。ですから、あらゆる手だてをとる。無床診療所にするのに、あと3カ月ちょっとですけれども、十分時間があると言いました、無床診療所の場合、その時間も活用しながら、この可能性を、一部の可能性もあるのであれば本当に力を尽くしてほしい、住民の皆さんもそういうふうに思っていると思います。次に移ります。たくさん質問しておりますが、こういう時間になりましたので、一つだけ伺います。公約の中で、きたひろネットの問題です。この基本料低減、全戸加入を目指すと言っていますが、この考えは変わっていませんか、どのような努力をしているか、伺います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） きたひろネットの基本料の低減と全戸加入を目指すということでございますが、基本的な考え方は変わっておりません。しかしながら、現在の収支状況を鑑みてみますと、即実行といったことは難しいと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 即実行というのはどういうことなんでしょうかね。よくわかりません。どういう努力をしているのか、努力はしていない。なぜ聞くかといいますと、昨年9月の全員協議会で、平成32年3月の防災無線の廃止の時期と合わせ、全戸に音声放送を設置するという

案が提案されました。そのため、さきの9月議会の決算委員会で、経過について聞いたところ、町長は、全戸への音声放送は危機管理監の提案であり、最終的には結論に至っていない。その点も含め検討しているとは言っています。全員協議会というのは町長が説明をし、そして説明員としてされると思うんです、この本会議と同じように。ですから、そこでされる説明は町長の意思だというふうに我々は考えます。個人の考えで行うものじゃないんじゃないか。しかし、そういうふうに言ってます。全戸設置というのは公約じゃないのかどうか。また、料金低減のためどのような努力を行っているか、伺います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 全戸加入については、加入促進の努力は行わせていただいております。先ほども言わせていただきましたけれども、現在の収支状況を見てみますと、即実行と言わせていただいたのは、今の段階での料金の低減は難しいという意味でございます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 何か公約が、やってきたというふうに全く感じられない。何もしていない。加入率も変わっていません。そういう中で、何もしていないということで、最初に戻りますが、公約は守れるのか。今のままでは公約は守れないということが明らかになっています。全戸に引き込み線を配線しなければ全戸加入はならない。それは当たり前です。行政無線の廃止にしても、きたひろネットの全戸設置と料金がどうなるか、これは前提になります。ここも住民の意見をしっかりと聞くべきです。もう一つ伺います。通告を出しております、交通手段の確保と交通費軽減の仕組みづくりの問題です。どのような努力をして、交通費は軽減されたのかどうか、ホープタクシーの料金について、どのような見通しがされたのか伺います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 高齢者、障害者等の交通手段の確保と交通費の軽減の仕組みにつきましては、現在、制度の現状につきましては、障害者手帳の提示によりまして、バス料金が半額としております。また、障害者や難病患者など障害の種別などの要件はございますが、病院や障害者施設、学校などに通院、通所、通学する際に交通費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図っているところでございます。また移動が困難な方を対象に、ヘルパーが付き添い外出、余暇活動などの社会参加のために外出を支援する移動支援事業を実施しているところでございます。しかしながら、交通手段、交通費の軽減につきましては十分とはいえない状況であります。誰もが暮らしやすい生活環境を目指し、まちづくりを進めていくことが大切であると考えております。現在、企画課において、生活交通を見直し、持続可能な公共交通を目指すため、北広島町地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでおります。バスの乗降調査、住民、民生委員、障害者支援員等へのアンケート及び近隣市町との連携のため、ヒアリングを実施し、計画を策定する予定でございます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 時間がないので詳しくできません。障害者の方中心にやっておられるようです。また見直しやると。ホープタクシーの料金どうなのか、ちょっと紹介します。北広島町は、大人500円、ところが安芸高田市は300円、安芸太田町は200円です。小学生以下も、周辺と比べると、周辺は100円なんです。ここは半額の250円、倍以上。こういう状況であるのに、もう既に3年近くたつわけですけども、見直しが行われていないというのは非常に残念だと、これはすぐに見直してほしい。最後に、少し時間をいただきましたので、30

秒ほどください。3年前、町長は、これですけど、独断的で人の意見を聞こうとしないやり方に、町の将来への大きな不安と危惧を抱いている。町民の声を聞き、町政を運営すると訴えて、多くの町民が共感し、期待しました。その期待に応えることができるかどうか、また、公約を守ることができるかどうかは今後の箕野町政の見方に大きく左右します。とりわけ、住民の意見をどう町政に結びつけるかという町政運営の民主的ルールであるまちづくり条例の制定、自治基本条例は、町民への約束を果たすことができるかどうかの試金石となります、土台です。再来年3月末までの任期で時間がありません。年末年始を返上してでも豊平病院問題の解決を初め公約を守るため、力を尽くすよう強く求めて一般質問を終わります。

○議長（加計雅章） これで美濃議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日11日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会といたします。なお、明日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 34分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~